

世田谷区一般廃棄物処理基本計画
中間見直し
(素案)

令和 年 月
世 田 谷 区

目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要..... | 1 |
| 1. | 計画改定の背景..... | 1 |
| 2. | 計画の具体施策の追加・充実にあたって..... | 2 |
| 3. | 計画の位置づけ..... | 4 |
| 4. | 計画の対象..... | 5 |
| 第2章 | 清掃事業の現状と課題..... | 7 |
| 1. | 清掃事業の役割..... | 7 |
| 2. | 区が行う資源回収・ごみ処理..... | 9 |
| 3. | 清掃事業の課題..... | 14 |
| 第3章 | 循環型社会形成のための基本的な考え方..... | 24 |
| 1. | 基本理念..... | 24 |
| 2. | 基本方針..... | 25 |
| 3. | 目標値の設定と管理..... | 28 |
| 4. | 区民・事業者・区の協働..... | 30 |
| 第4章 | 循環型社会形成のための施策..... | 31 |
| 施策1 | 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進..... | 33 |
| 施策2 | 分別の徹底とリサイクルの推進..... | 35 |
| 施策3 | 安定的な収集・処理の推進..... | 36 |
| 施策4 | 情報提供と意識啓発の推進..... | 39 |
| 第5章 | 生活排水処理基本計画..... | 42 |
| 1. | 現状..... | 42 |
| 2. | 基本方針..... | 43 |
| 3. | 施策..... | 43 |
| 資料編 | | 45 |

第1章 計画の概要

1. 計画改定の背景 **現計画策定時の背景**

世田谷区は、平成17年度から平成26年度を計画期間とした、「世田谷区一般廃棄物処理基本計画—環境に配慮した持続可能な社会を目指して—」（平成17年3月発行、平成22年3月改定）を策定し、持続可能な社会の実現に向けた施策を展開してまいりました。

国においては、平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、再生利用『リサイクル』より優先順位の高い2R（発生抑制『リデュース』・再使用『リユース』）の推進、使用済製品からの有用金属の回収、水平リサイクル¹等の高度なリサイクルの推進などを掲げています。国の「中央環境審議会」及び「産業構造審議会」においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」²の改正に向けた議論がなされており、拡大生産者責任³による事業者責任の強化と、消費者・事業者・自治体の役割分担が明確にされることが期待されます。また、東日本大震災において、大量に発生した災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことから、災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことの重要性を指摘しています。

区は、平成25年度に、世田谷区の望ましい将来像の実現に向け、区民主体のまちづくりを進め、自治の発展を目指す区政の基本的な指針として、新たな「世田谷区基本構想」と「世田谷区基本計画」を策定しました。また、廃棄物の減量及び適正処理に関して調査・審議する世田谷区清掃・リサイクル審議会より、平成26年8月に「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」の提言がなされています。

前回の改定版の策定時から5年を経て、国の計画や区の上位計画並びに審

¹ アルミ缶からアルミ缶を製造するように、使用済製品を原料として用いて、品質の劣化しない同一の製品を製造するリサイクルです。

² 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、家庭から出る容器包装廃棄物（紙容器、びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器など）の減量化と再資源化を促進するために制定された法律です。

³ 生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみとなった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方です。OECD（経済協力開発機構）により提唱され、わが国では「循環型社会形成推進基本法」に明記されています。

議会提言などを踏まえて、これまでの3Rの推進から発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置き『世田谷区一般廃棄物処理基本計画』を全面的に見直しました。

リサイクルよりも2R（発生抑制と再使用）を推進する理由

ごみを減らすためには、3R（発生抑制『リデュース』、再使用『リユース』、再生利用『リサイクル』）を推進する必要があります。

リサイクルを推進することで、資源の保全や環境負荷の低減ができます。しかし、リサイクルも環境負荷を生じ、ごみとして処理する以上の費用がかかることがあります。

一方、2Rはそもそも不用な「もの」を発生させない仕組みですので、ごみ処理やリサイクルのための環境負荷や費用が発生しません。そのため、2Rは環境にやさしいことはもちろんのこと、節減した費用を財源とすることで、区民サービスの向上につながる理想的なごみ減量の取組みと考えています。

2. 計画の具体施策の追加・充実にあたって

上記のように、世田谷区は、平成27年度から10年間を計画期間とした、「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月発行）を策定し、持続可能な社会の実現に向けた施策を展開してまいりました。

計画策定後、発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置いて、計画に掲げた具体施策を着実に推進してきました。具体的には「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布、食品ロス⁴削減の取り組みである「フードドライブ⁵」の実施、児童・生徒への環境学習の実施、事業系ごみの排出事業者の3R促進⁶の実施などの施策を行った結果、目標値の「区民1人1日あたりのごみ排出量」は平成27年度から平成30年度の計画目標を達成しました。

⁴ 本来、食べられるのに廃棄される食品・食材です。

⁵ 家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動です。

⁶ 平成30年4月より、事業用大規模建築物（延べ床面積1000㎡以上）の再利用計画書の提出を条例で決めました。

一方、平成 27 年（2015 年）以降、「パリ協定」「持続可能な開発目標（SDGs）」など、資源循環に関する国際的な目標が定められました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できるかぎり早くピークアウトし、21 世紀後半には、排出量と吸収量のバランスをとることが目標として設定されています。清掃事業は、区の実施する事業の中で温室効果ガスを排出する事業のひとつであり、2R を推進しごみを削減することで、温室効果ガスの削減が求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットが国際目標として設定され、具体的には「一人当たりの食料の廃棄を半減」「廃棄物の発生を大幅に削減」などが定められています。

G20 大阪サミットでは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、新たな海洋プラスチック汚染を 2050 年までにゼロにする事を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有することとし、これを実現するため「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げることとしました。また、G20 エネルギー・環境関係閣僚会合では、各国が海洋プラスチックごみの削減に向けた行動計画の進捗状況を定期的に報告・共有する「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

国においては、平成 30 年（2018 年）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、シェアリング等の 2R ビジネスの促進、食品ロスの削減、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制、プラスチック資源循環戦略の策定などを掲げています。

区においても、以上のような国際的な流れや国の計画など、今後の環境・廃棄物行政を取り巻く環境も変化していくことが見込まれるため、区の環境保全に関する施策を推進するための「世田谷区環境基本計画」が、令和 2 年度から 5 年間の後期計画として見直されました。（※現在策定中）

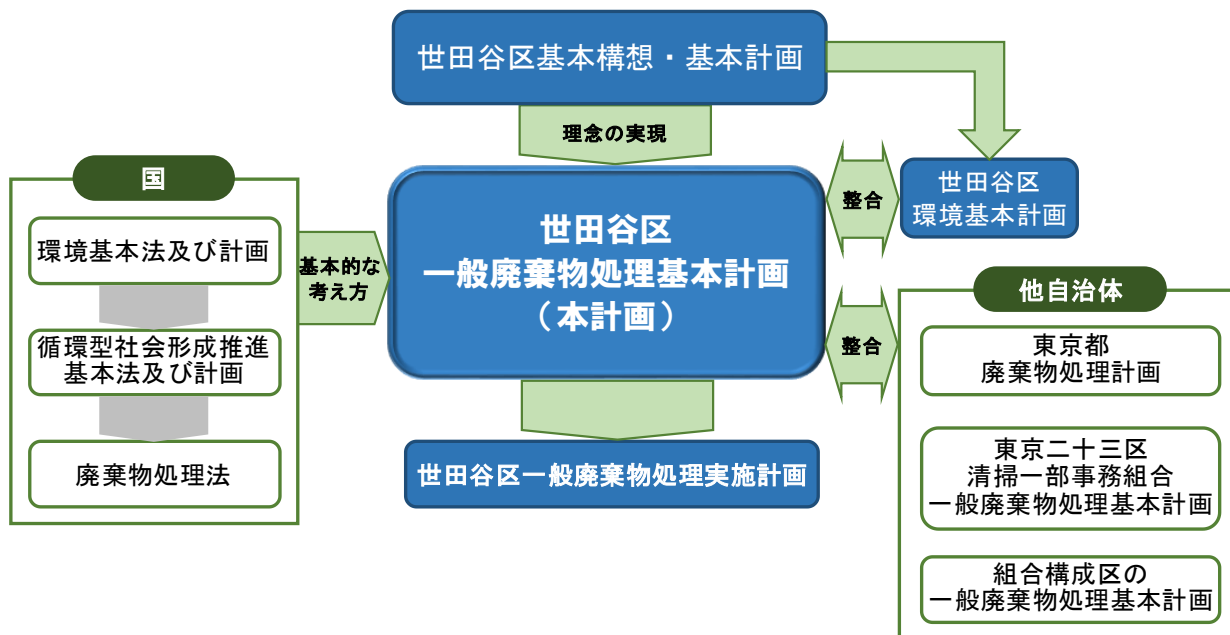
同様に、本計画においても、策定時から 5 年を経て、2R の推進という基本理念・基本方針を踏まえながら、目標値の修正と、具体施策の追加及び充実を行い、再生利用『リサイクル』より優先順位の高い 2R（発生抑制『リデュース』・再使用『リユース』）を推進していきます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものです。本計画の位置づけは次の通りです。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項及び「世田谷区清掃・リサイクル条例」第35条に規定する一般廃棄物処理計画に該当します。
- 「世田谷区基本構想」（平成25年から20年間）、「世田谷区基本計画」（平成26年度から平成35年度）を上位計画とし、「世田谷区環境基本計画⁷」と整合を図るものです。
- 東京都が策定する「東京都廃棄物処理計画」、東京二十三区清掃一部事務組合⁸（以下、「清掃一組」という。）が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るものです。

図 1-1 本計画の位置づけ



⁷ 令和2年度から5カ年の後期計画として見直されました。（※現在策定中）

⁸ 可燃ごみ、不燃・粗大ごみの中間処理（焼却や破砕など）及びし尿の処理をより効率的に行うため、世田谷区を含む東京23区が地方自治法に基づいて平成12年4月1日に設立した特別地方公共団体です。

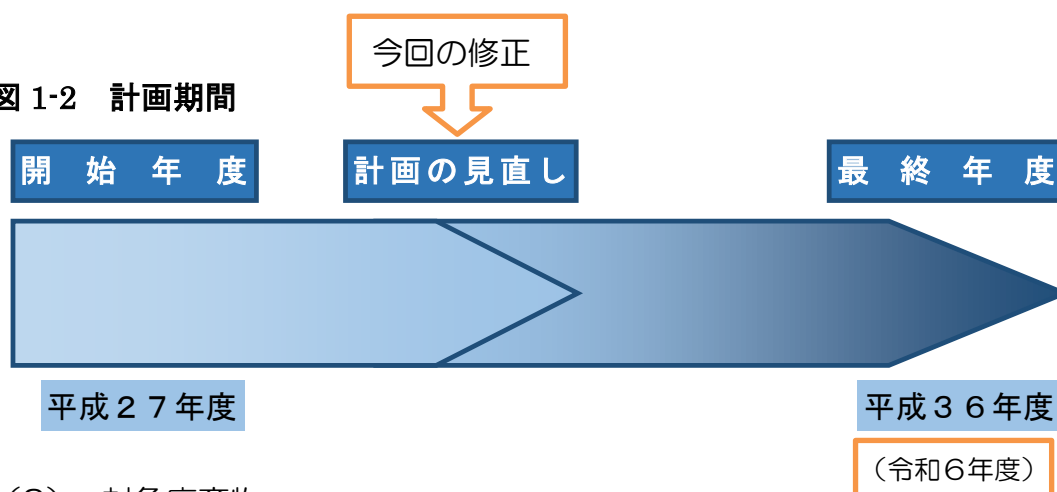
4. 計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね5年で見直すこととします。

今回の計画の具体施策の追加・充実では、現計画の策定から5年を経て、2Rという基本的な方向性を踏まえながら、この間の廃棄物行政を取り巻く変化を反映し、取り組みの追加・充実及び目標値の修正を行いました。

図 1-2 計画期間



(2) 対象廃棄物

本計画では、「廃棄物」、「資源」、「ごみ」を次のように定義します。

- 廃棄物
家庭や事業所から排出される不要なもので、「資源」、「ごみ」、「生活排水」の総称です。
- 産業廃棄物
事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法に定めるものです。
- 一般廃棄物
産業廃棄物以外の廃棄物です。家庭から排出されるものと、事業活動から排出されるものから成ります。
- 資源
家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象としている品目、または、有償で買い取ってもらえる品目のことです。

- ごみ

家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象とせず、かつ、有償で買い取ってもらえない品目のことで、発生源によって、「家庭ごみ」と「事業系ごみ⁹」と定義します。

本計画では、区内で発生するすべての一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）とあわせ産廃¹⁰を対象とします。

図 1-3 対象廃棄物

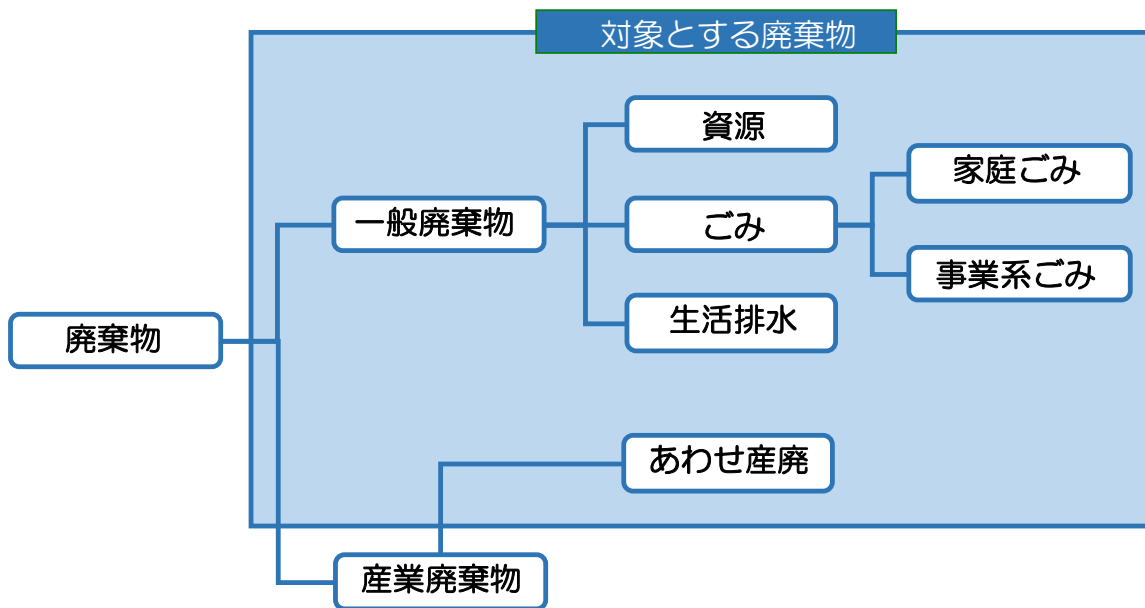


図 1-3 のとおり、本計画の対象は、家庭ごみだけでなく、一般廃棄物に分類される事業系ごみとあわせ産廃が含まれています。

このため、第4章「循環型社会形成のための施策」には、家庭ごみに関する施策だけでなく、事業系ごみに関する施策も記載しています。

また、「廃プラスチック」や、ポイ捨て等によりごみとして適切に排出・管理されない「散乱ごみ」など、社会問題として解決しなければならない課題があります。

本計画では、これらの課題についても、施策を追加・充実し、対応していきます。

⁹ 一般廃棄物に分類される事業系ごみとあわせ産廃は、区が有料で収集する場合があります。

¹⁰ 世田谷区が、一般廃棄物の処理または、その処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物をあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物のことです。区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。

第2章 清掃事業の現状と課題

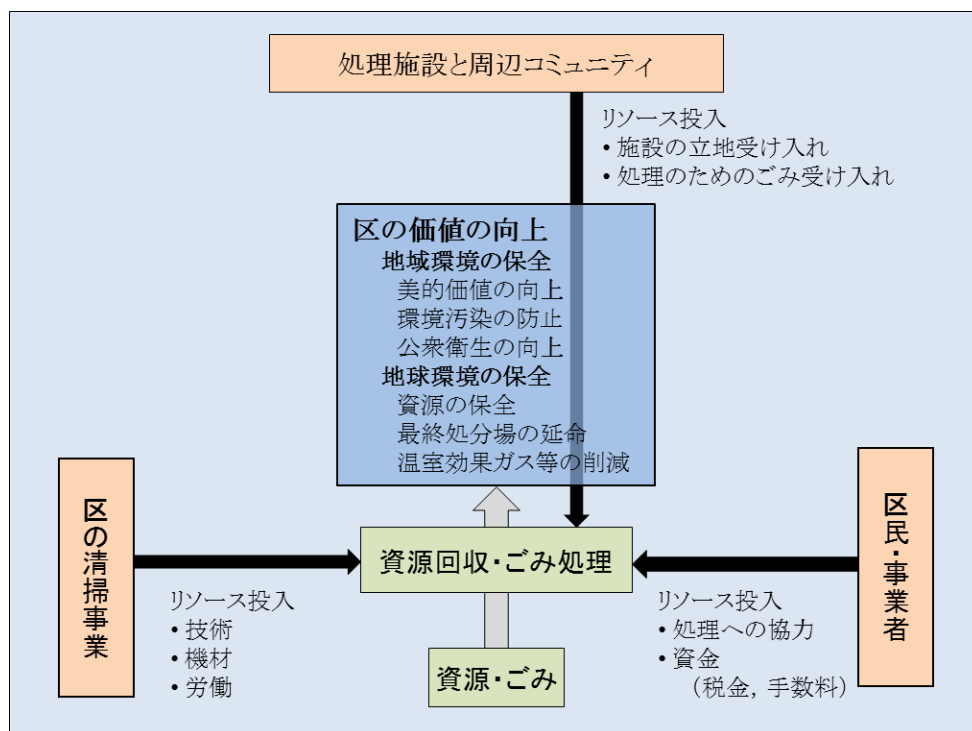
1. 清掃事業の役割

(1) 区の価値の向上

区は、公衆衛生の向上と生活環境の保全を通じ区の価値を高め、維持することを目的に清掃事業を実施します。資源回収・ごみ処理は、図 2-1 に示すように、リソース¹¹を投入することで区内外での価値を生み出しています。

ごみの収集作業によって区域を清潔で快適なものとする事で、美的価値の向上、環境汚染の防止、公衆衛生の向上などにより地域環境の保全という価値を生み出しています。また、適正な資源回収・ごみ処理をすることで、資源の保全、最終処分場の延命、温室効果ガス等の削減などの地球環境の保全という価値を生み出しています。

図 2-1 ごみ処理における価値創出の仕組み



¹¹ 清掃事業に投入する技術や労働力、資金などの経営資源のことです。

(2) ごみ処理の工程

ごみ処理は、図 2-2 に示すように、発生から最終処分に至るさまざまな工程から構成されます。家庭や事業所で発生したごみは、家庭や事業所などで保管されたのち、集積所に排出され、収集以降の処理工程に送られます。ごみ処理というと、収集から最終処分までの工程と理解されがちですが、ごみが発生した段階からごみ処理の工程は始まっています。工程ごとの管理目標は表 2-1 となります。

図 2-2 ごみ処理系を構成する工程

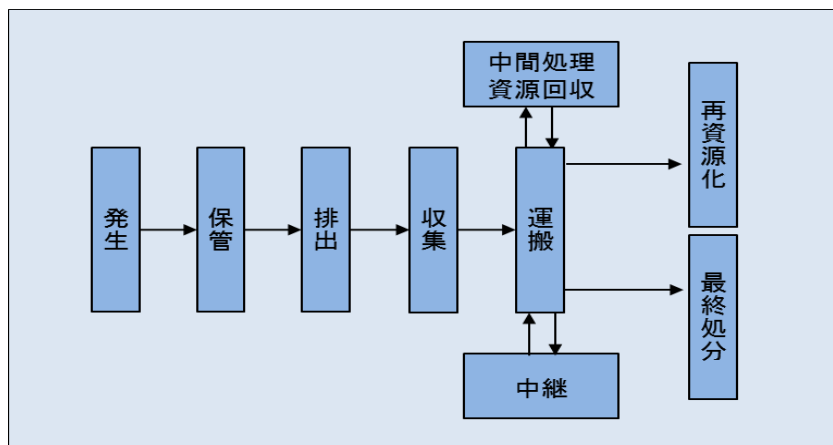


表 2-1 清掃事業の管理目標

| 工程 | 管理目標 |
|---------------|---|
| 発生・保管 ・排出 | <ul style="list-style-type: none"> ●区民及び事業者に対して、ごみの発生抑制及び分別保管を要請します。またそのために、必要な指導を行います。 ●街の美化を維持するために、必要な措置を行います。 |
| 収集・運搬 ・中継 | <ul style="list-style-type: none"> ●排出されたごみによって、生活環境に支障が生じないうちに収集します。収集運搬に伴う環境負荷を最小限に抑制するための方策を講じます。 |
| 中間処理・ 資源回収 | <ul style="list-style-type: none"> ●可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、清掃一組で処理します。 ●再資源化については、資源回収事業を実施するとともに、地域における集団回収等を促進します。 ●処分先における環境負荷を抑制するために、処分施設に搬入する物量を抑制し、組成を適切なものとします。 |
| 再資源化 | <ul style="list-style-type: none"> ●回収した資源を円滑に再資源化します。 |
| 最終処分 | <ul style="list-style-type: none"> ●焼却残さは全量を東京都が運営する海面埋立処分場で最終処分します。その限られた埋立容量を長く活用するために、搬入する量の抑制に努めます。 |
| コスト管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●公衆衛生・環境保全・区民の利便性と、それに掛かる費用を総合的に評価しながら、最も効率的な清掃事業を目指して改善努力を続けます。 |

2. 区が行う資源回収・ごみ処理

区は、平成26年度当初時点で、以下のような資源回収・ごみ処理を実施しています。

(1) 資源・ごみの分別区分と収集方法

資源・ごみの分別区分と収集方法は、表 2-2 のとおりです。

表 2-2 資源・ごみの分別区分と収集方法¹²

| 分別区分 | | 主な対象品目 | 収集方法 | 収集頻度等 |
|--|-------------|--------------------------------|------|--------|
| 可燃ごみ | | 生ごみ、紙おむつ、プラスチック類など | 集積所 | 週2回 |
| 不燃ごみ | | 金属類、ガラス類、陶磁器類、一辺が30cm以下の家電製品など | 集積所 | 月2回 |
| 粗大ごみ (家電リサイクル品目 ^(注) ・パーソナルコンピュータは除く) | | 布団、自転車などの一辺が30cmを超えるもの | 戸別 | 申込制 |
| 資源 | 古紙 | 新聞、雑誌類(雑誌・その他の紙)、段ボール | 集積所 | 週1回 |
| | びん | 飲料用・食品用のガラスびん | 集積所 | 週1回 |
| | 缶 | 飲料用・食品用のアルミ・スチール缶 | 集積所 | 週1回 |
| | ペットボトル | 飲料用・調味料用のペットボトル | 集積所 | 月2回 |
| | 紙パック | 牛乳パック | 拠点回収 | 回収ボックス |
| | 白色発泡トレイ | 白色の発泡スチロール製のトレイ | 拠点回収 | 回収ボックス |
| | 食品用透明プラスチック | 無色透明の食品用トレイ | 拠点回収 | 回収員手渡し |
| | 色・柄付き発泡トレイ | 色や柄がついている発泡スチロール製のトレイ | 拠点回収 | 回収員手渡し |
| | 廃食用油 | てんぷら油・サラダ油等の食用油 | 拠点回収 | 回収員手渡し |

(注) 家電リサイクル法(正式名称: 特定家庭用機器再商品化法)の対象品目で、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が該当します。

(2) 回収・収集作業

回収・収集作業は、集積所に排出された資源・ごみを清潔かつ安全に収集し、それらを円滑に処理施設やリサイクル施設に搬入することを目標としています。回収・収集作業の従事者は、区民・事業者とコミュニケーションを図りながら、集積所に適正に排出された資源・ごみを確実に収集しています。

¹² 集積所で収集される資源・ごみには、家庭から排出されるものだけでなく、資源・ごみの量が1日あたり10kg未満の一部事業所から排出され区が有料で収集しているものが含まれています。

資源・ごみを集積所まで自分で出すことができない 65 歳以上の 1 人暮らしの高齢者等（要介護 2 程度、障害者）については、玄関先等から資源回収・ごみ収集を行うとともに、安否確認を行い異常時には必要な措置を講じる「安否確認付き高齢者等訪問収集」を実施しています。なお、粗大ごみを屋外に自分で出すことができない 65 歳以上の高齢者、障害者世帯については、室内から運び出す「粗大ごみ運び出し収集」を実施しています。また、飲食店などが密集する特定の繁華街については、午前 7 時台の早朝収集を実施しています。

車両の運行にあたっては、交通法規を遵守するとともに、狭隘道路の収集には軽小型車両を導入するなどの安全対策や、燃料消費・騒音・排ガス発生の抑制などに努めています。

(3) 中間処理・最終処分

清掃一組が運営する清掃工場や不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設で中間処理（焼却・破砕）を行った後、東京都が設置・運営している中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ埋立処分しています。新海面処分場は、東京 23 区最後の処分場と言われており、ごみの発生・排出を抑制することにより、最終処分量を減らし、埋立処分場の延命化に取り組まなければなりません。

① 可燃ごみ

可燃ごみは、主に世田谷区に在する千歳清掃工場、世田谷清掃工場の 2 工場に搬入し焼却処理しています。一部は、目黒清掃工場¹³、多摩川清掃工場など世田谷区外の清掃工場に搬入し焼却処理しています。

② 不燃ごみ

不燃ごみは、区内の中継所に搬入し、金属製品（鍋・フライパン等）、小型家電、蛍光管、スプレー缶などを選別した後、不燃ごみ処理センターで処理しています。金属製品や小型家電等はリサイクル業者に売却し、有用金属等をリサイクルしています。蛍光管等は、金属水銀を含むため、民間業者に委託して適正に処理しています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、区内 2 箇所の中継所に搬入し、金属部分を含む製品を選別し

¹³ 目黒清掃工場は建て替え中のため、可燃ごみを搬入していません。

た後¹⁴、粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、破碎しています。破碎後の可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分しています。金属部分を含む製品はリサイクル業者に売却し、有用金属等をリサイクルしています。なお、エコプラザ用賀において、まだ使用できる家具等を修理し、希望の方に抽選で有償にて提供しています。

④ 資源¹⁵

古紙・缶・ペットボトル等の資源は、民間の処理施設で中間処理・再商品化しています。なお、ガラスびんは世田谷区資源循環センター（リセタ）で中間処理を実施し、民間の処理施設で再商品化しています。

(4) 助言・指導

区は清掃事業を適正かつ効率的に遂行するために、資源・ごみの分別や排出に関する助言や指導をしています。

① 清掃職員による排出指導

清掃職員による専任の「ふれあい指導班」が、集積所等において、区民及び事業者に資源・ごみの適正排出に関する助言と要請（ふれあい指導）をしています。また、ごみ収集の直接の担い手である清掃職員の区民及び事業者とのコミュニケーション等の能力を向上するために、研修を実施しています。

② 不法投棄・不適正排出ごみの取扱い

家電リサイクル法の対象品やパーソナルコンピュータ、排出禁止物（タイヤ・バッテリー・石膏ボードなど）が集積所に排出された場合は、警告などの措置をとっています。頻繁に不法投棄される集積所には、警告看板の設置等による対策を講じています。また、分別区分のルールを守らず資源・ごみを排出する者への指導を強化する等、適正な分別排出を推進しています。

¹⁴ 平成30年度より、羽毛布団の資源化を実施しています。

¹⁵ 平成29年12月に世田谷区清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為常習者に対して、より厳しい罰則である「50万円以下の罰金」に処する規定を新設するなど、違反者に対する行政指導や禁止命令、告発等を強化しています。また、同条例施行規則を改正し、これまでの持ち去り禁止対象品目に「ペットボトル」「使用済小型電子機器」「焼却して処理しないものとして排出された金属を含む廃棄物」を追加しました。

(5) 区民及び事業者の責務

区民及び事業者の責務を表 2-3 に示します。

表 2-3 区民及び事業者の責務

| | |
|-----------|---|
| 区民 事業者 | ●資源・ごみは、区が定める区分に従って適正に分別すること。 |
| | ●資源・ごみの減量化及び再利用、リサイクルの推進等に努めること。 |
| | ●資源・ごみは、分別区分に応じた収集日の午前8時まで、資源・ごみ集積所等に排出すること。資源・ごみの排出に際しては、集積所の清潔維持に努めること。 |
| 事業者 | ●集合住宅においては、分別した資源・ごみを保管するための場所を指定し、専用の集積所を用意すること。 |
| | ●店舗と住居を兼ねている事業者においては、事業系ごみと家庭ごみの分別を徹底すること。 |
| | ●事業系ごみは、家庭ごみの収集に影響がない範囲において区で収集を行うこととなっており、区の収集を利用する事業者は負担の適正化の観点から、必ず所定の処理料金の事業系有料ごみ処理券を購入し貼付すること。 |
| | ●事業系ごみを一定量以上排出する場合には、区が許可する一般廃棄物処理業者に処理を委託すること。 |

区の許可を受けた一般廃棄物処理業者や資源回収業者が行う、資源・ごみ処理及びリサイクル活動を区の清掃事業の一環と位置づけ、支援等を行っています。

① 集団回収¹⁶

集団回収とは、町会、集合住宅、PTA など 10 世帯以上で構成される地域の住民団体が、各家庭から出る資源を持ち寄り、団体が契約した資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。区に登録した団体（資源再利用活動団体）には、回収量に応じて区から報奨金が支給されます。区は、効率的で、ごみ減量の意識醸成及び良質な資源の回収が期待できる集団回収活動を支援しています。

② 事業系リサイクルシステム

事業系リサイクルシステムとは、事業者が排出する「古紙・ガラスびん・アルミ缶・スチール缶」の資源の有効活用を推進するため、資源回収事業者の組合と区が協定を結び、実施している区内事業者向けのリサイクルシステムです。区内事業者向けの事業系有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用するよりも価格が安く、事業所の営業時間内に事業所から直接回収するなど利便性を高めています。

¹⁶ 平成 27 年度に地区回収を廃止して集団回収に一本化しました。

③ 事業系ごみの民間処理

事業系ごみは、排出事業者の自己処理を原則とします。一般廃棄物の処理料金の上限は区の条例で規定しているため、排出事業者は合理的な費用で民間業者のサービスを利用することができます。区は、排出事業者に対して民間業者とのごみ処理契約の締結を促しています。

④ 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物処理業者は、区の一般廃棄物処理業の許可を受けて、廃棄物処理法の定める基準に従って区域内のごみ処理を行います。業の許可は区長が行いますが、許可の申請受付及び内容審査は、東京二十三区清掃協議会¹⁷が行います。区は、一般廃棄物処理業者のごみ処理の状況を監督し、必要な指導を行っています。

¹⁷ 東京二十三区清掃協議会とは、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行するため、東京 23 区及び清掃一組が設置した協議会です。

3. 清掃事業の課題

(1) 地域特性からの課題

① 人口

世田谷区の人口は増加しており、世田谷区の人口推計によると、本計画の計画期間中は人口増加が予想されています。一人あたりのごみ量が減少しても、人口が増加すればごみの総量は増加することから、人口増に対応したごみ処理体制の構築が必要です。

図 2-3 人口の推移（平成 21～30 年度） **最新データに更新**

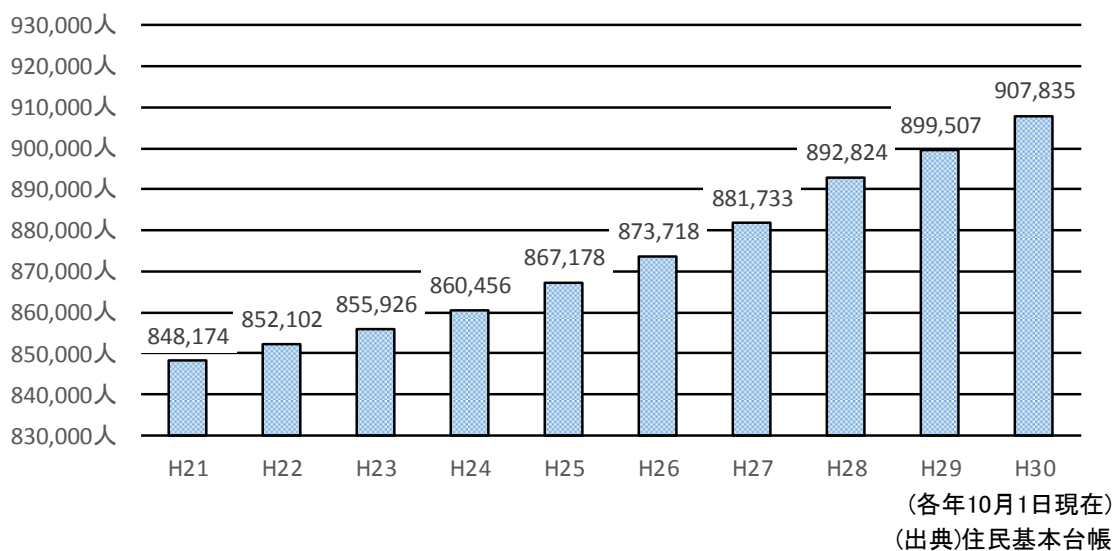
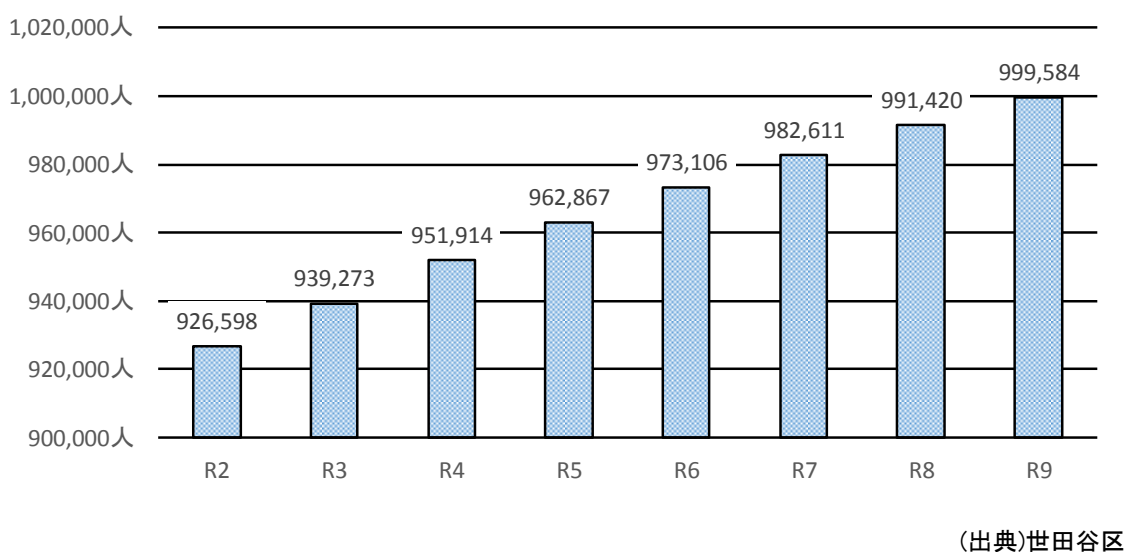


図 2-4 人口推計(令和 2 年度以降) **最新データに更新**



② 高齢者人口

人口が増加する中で、特に高齢者（65歳以上）人口とその割合の増加が顕著になっています。世田谷区の人口推計によると、本計画の計画期間中の高齢者人口は増加が予想されていることから、高齢者に配慮した収集体制の構築が必要です。

図 2-5 高齢者人口の推移（平成 21～30 年度） **最新データに更新**

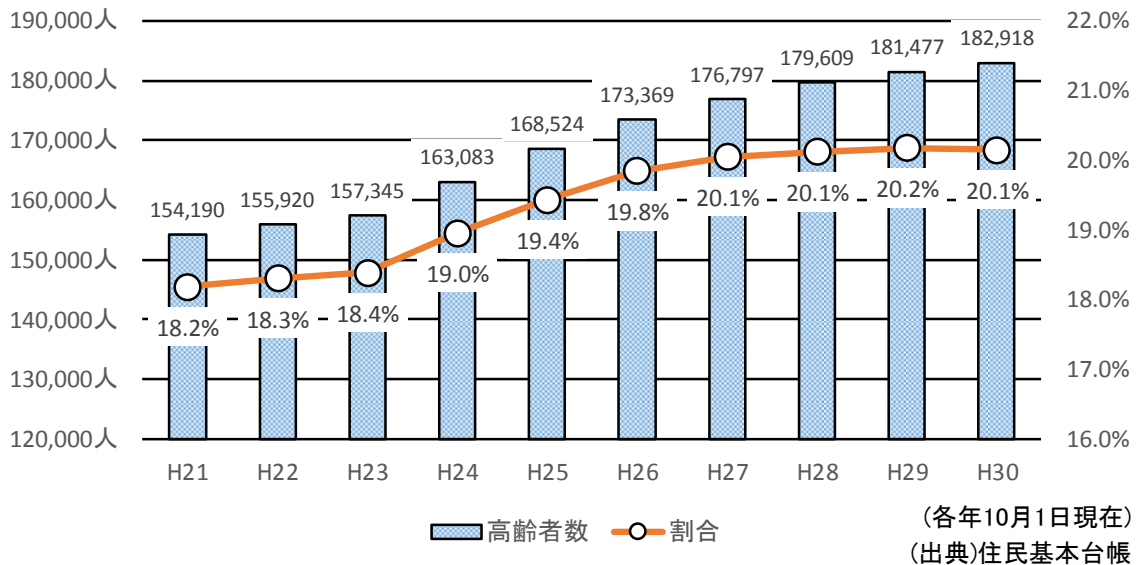
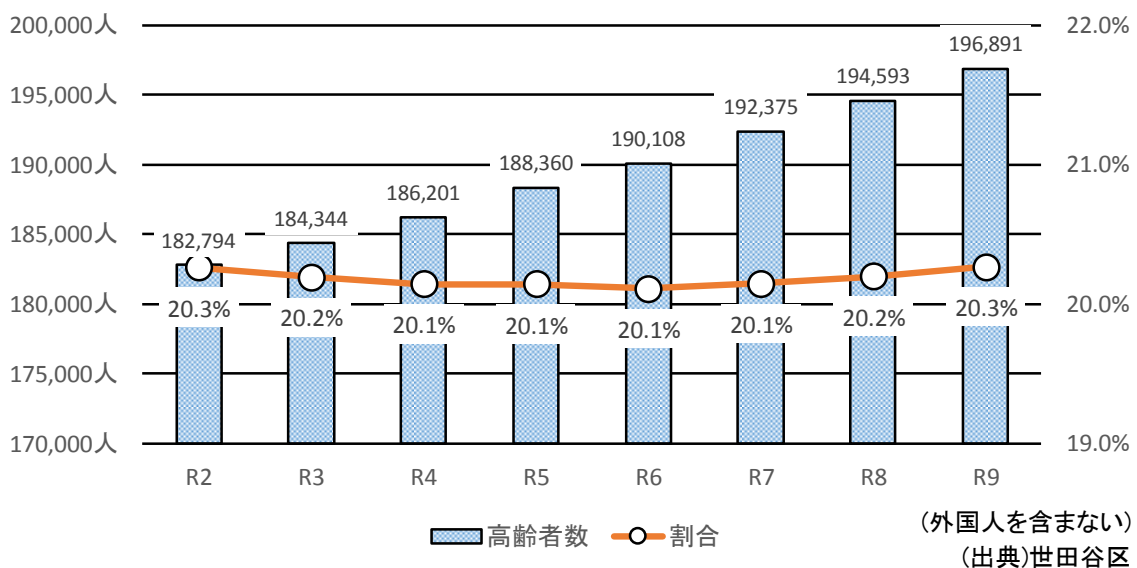


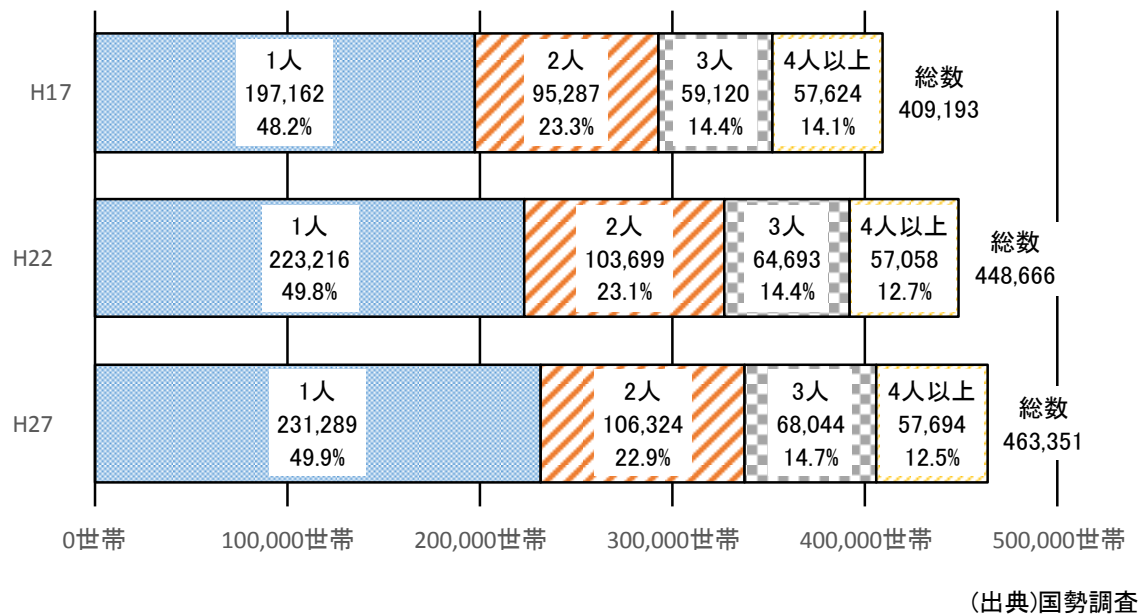
図 2-6 高齢者人口推計（令和 2 年度以降） **最新データに更新**



③ 家族人数別の世帯数

世田谷区の世帯数は増加していますが、世帯あたりの平均人数は2人を下回っています。特に、単身者が約半数を占めることから、単身者を中心とした普及啓発施策を検討する必要があります。

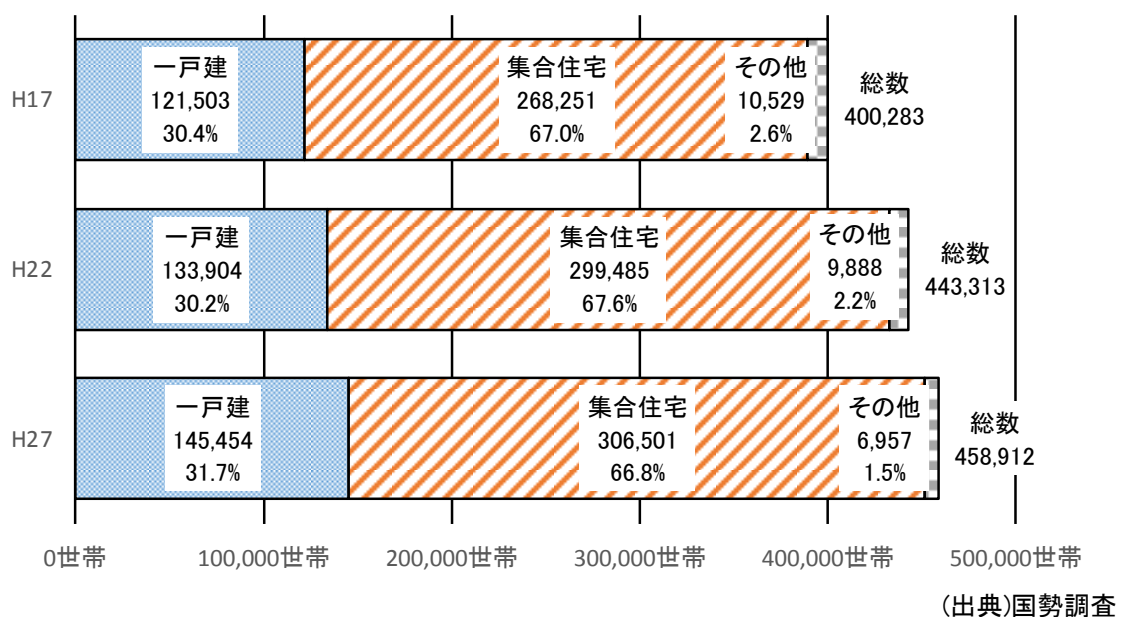
図 2-7 家族人数別の世帯数の推移 **最新データに更新**



④ 住居形態別の世帯数

住居形態別では、一戸建て、集合住宅ともに増加しています。住居形態に対応した適正な収集体制の整備が必要です。

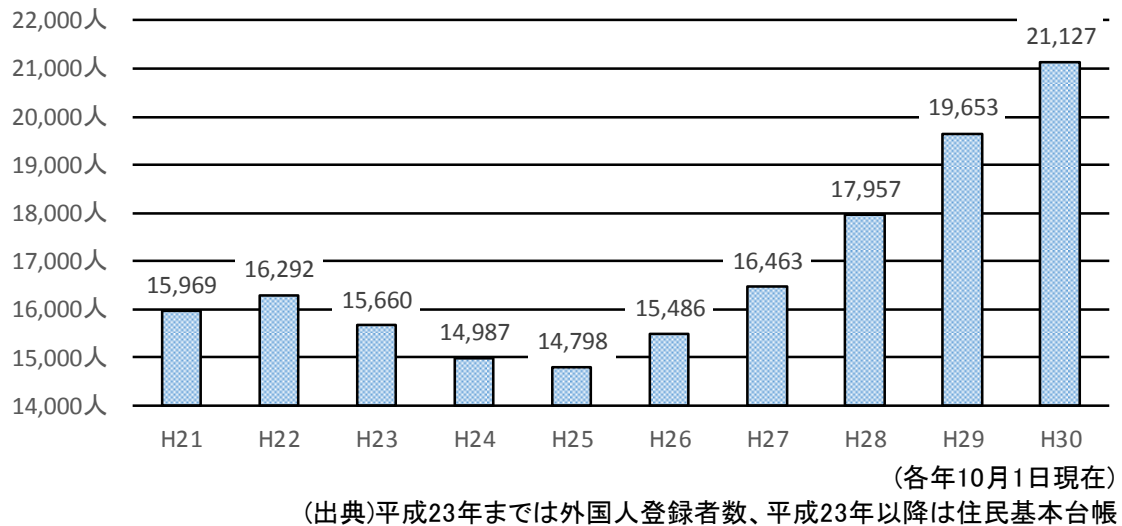
図 2-8 住居形態別の世帯数の推移 **最新データに更新**



⑤ 外国人人口

様々な言語を使用する外国人が居住していることから、適正な分別や集積所の利用を促進するための普及啓発施策が重要です。

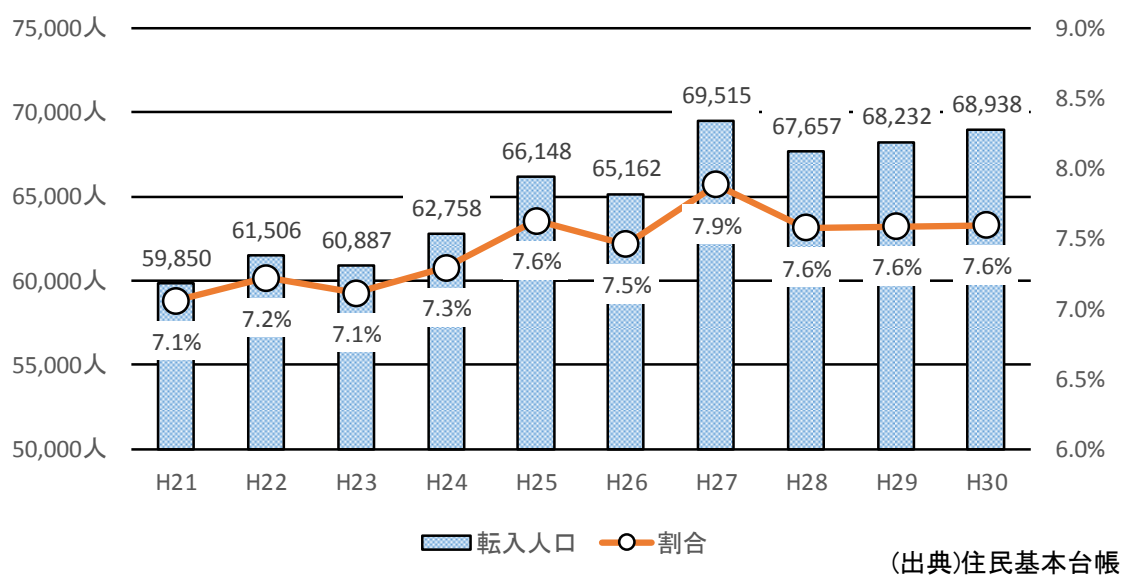
図 2-9 外国人人口の推移(平成 21～30 年度) **最新データに更新**



⑥ 転入者数

世田谷区の転入者数は近年 6 万人前後（人口の約 7～8%）で推移しています。転入者に資源・ごみの排出ルールを正確に周知する必要があります。

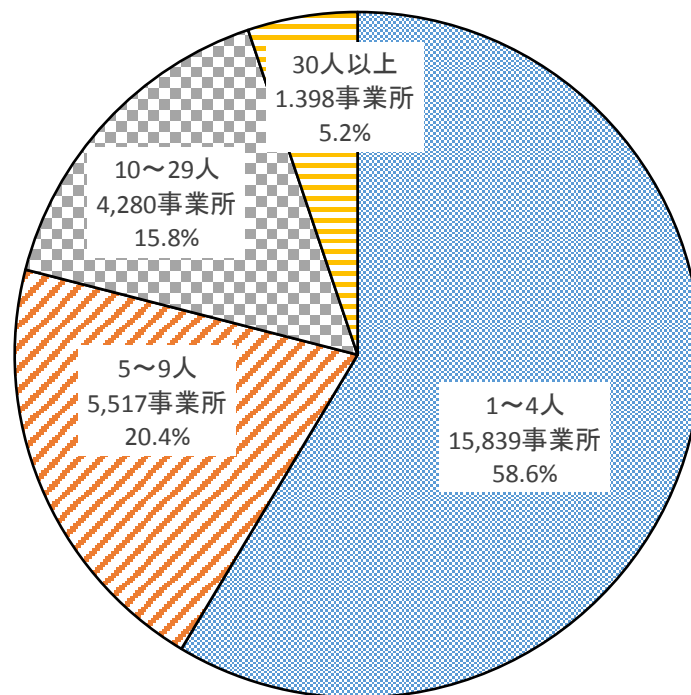
図 2-10 転入者数と割合の推移（平成 21～30 年度） **最新データに更新**



⑦ 事業所の状況

世田谷区の実業所の58.6%は従業員数が5人未満の実業所です。実業系ごみについては自己処理が原則ですが、小規模な実業所の多くは区収集を利用していると考えられます。許可業者の収集が促進されるとともに、一方で区収集を利用する場合は実業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。

図 2-11 従業員数別の実業所数 **最新データに更新**



全24,766事業所

(出典)平成28年 経済センサス-活動調査

(2) 清掃事業の課題

① 計画の達成状況

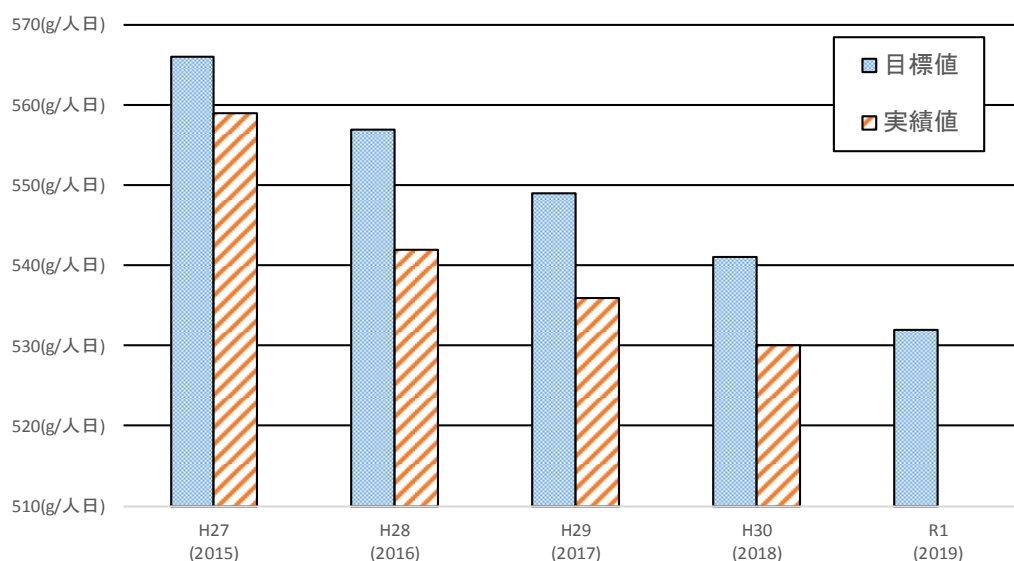
現計画では、達成状況を「区民1人1日あたりのごみ排出量¹⁸」で評価し、計画の中間年度の平成31年度には532gに減量し、その後、普及啓発活動による分別協力率の向上等により、最終年度の平成36年度には492gを目指すとしていました。

2Rの取り組みの推進によって、目標値の「区民1人1日あたりのごみ排出量」は、平成30年度には530gとなっており、平成31年度の間目標の532gを達成しています。¹⁹

表 2-4 本計画の数値目標の達成状況
(区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日))

| 年度 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 目標値 | 566 | 557 | 549 | 541 | 532 |
| 実績値 | 559 | 542 | 536 | 530 | — |

図 2-12 区民1日1人あたりの排出量の推移



¹⁸ 「区民1人1日あたりのごみ排出量」を算出する基となる年間のごみ収集量には、家庭から排出されるものだけでなく、資源・ごみの量が1日あたり10kg未滿の一部事業所から排出され区が有料で収集しているものが含まれています。

¹⁹ 東京二十三区清掃一部事務組合が公表する23区のごみ量推移でも、各区とも概ね減少傾向を示しています。

平成27年度より現計画を推進していく中で、「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布、食品ロス削減の取り組みである「フードドライブ」の実施、児童・生徒への環境学習の実施、リサイクルの拡充（羽毛布団の資源化）などの具体施策を行ったことにより、2Rによる発生抑制が促進されています。

表 2-5 フードドライブの回収実績

| | H26年度 (2014) | H27年度 (2015) | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 提供食品総重量 (kg) | 386 | 203 | 462 | 900 | 1,158 |
| 提供食品数 (点) | 1,475 | 752 | 1,840 | 2,808 | 3,505 |
| 受付件数 (件) | 180 | 86 | 92 | 320 | 427 |

表 2-6 羽毛布団の資源化実績

| | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) |
|----------|-----------------|-----------------|
| 資源化量 (枚) | 97 | 357 |

生ごみについては、フードドライブ等の排出抑制に加えて、水切り行動を促進することにより、ごみ減量効果だけでなく、清掃工場での焼却時の熱効率の向上が図られるなど、環境負荷軽減への貢献が期待出来ます。

表 2-7 家庭ごみ組成分析調査で収集した可燃ごみに含まれる生ごみ量

| | H27年度 (2015) | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | R1年度 (2019) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 可燃ごみ量 | 912kg | 864kg | 696kg | 660kg | 600kg |
| 生ごみ量 | 326kg | 282kg | 216kg | 208kg | 172kg |
| 生ごみの割合 | 35.7% | 32.7% | 31.1% | 31.6% | 28.6% |

(出展) 世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告書

また、製造・流通の段階での容器や包装の軽量化や薄肉化など、事業者の2R及びリサイクルの取組みも進んでいます。

現計画中に世田谷区の人口は90万人を超え、その後も人口は増えている状況です。このような状況の中で、引き続き、人口増に対応したごみ処理体制の構築、転入者への資源・ごみ排出ルールの周知、若年層に向けた最新の情報提供ツールを使用した2R促進の情報提供など、循環型社会形成のための施策を推進していきます。

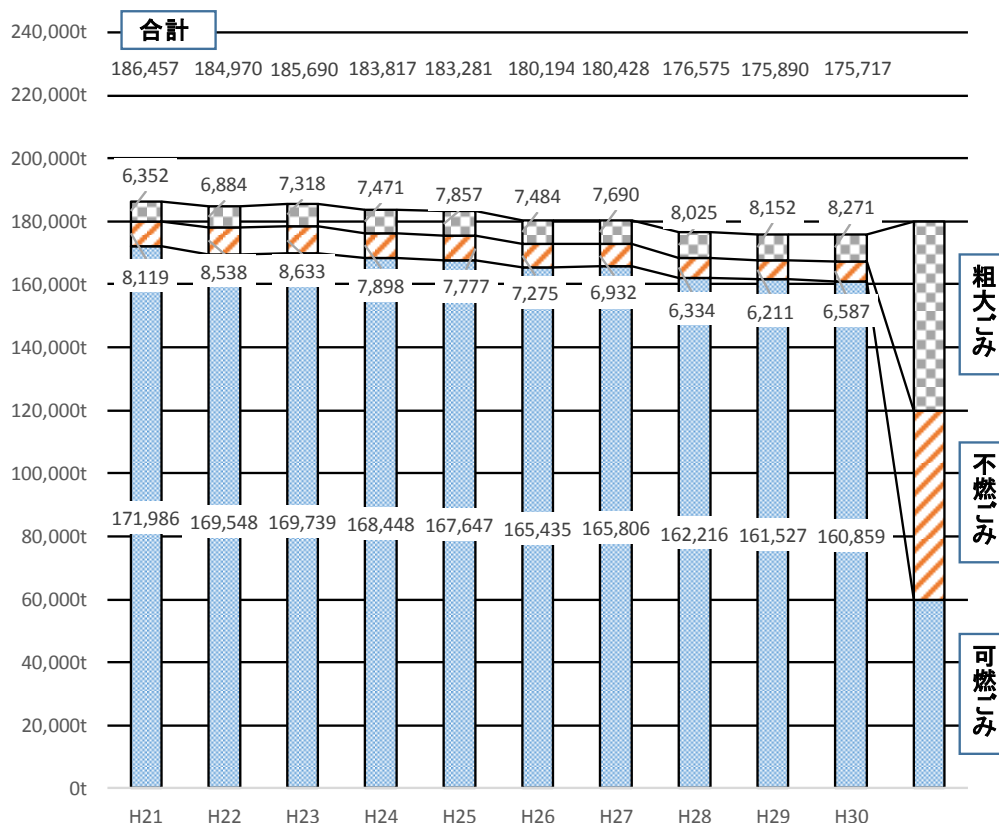
② 資源・ごみ量の推移と家庭ごみ組成分析調査について

平成 21 年度から平成 30 年度にかけて、ごみ収集量は減少傾向にありますが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけてはほぼ横ばいです。資源回収量は、4 万 t 台後半で推移しています。

平成 30 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには 22.2%の資源化可能物²⁰が含まれており、内訳は紙類が 13.2%、布類が 6.3%、プラスチック類が 2.3%、不燃系資源化可能物が 0.3%となっています。また、不燃ごみには 24.6%の資源化可能物が含まれており、内訳は小型家電製品が 16.4%、びん類が 5.7%、缶類が 1.7%、紙類などの可燃系資源化可能物が 0.8%となっています。そのため、ごみに含まれる未使用食品や資源化可能物を減らすなど、更なるごみ減量をはかる必要があります。

普及啓発による 2R の促進、古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率の向上、リサイクルの推進などにより、ごみ収集量を削減することが求められています。

図 2-13 ごみ収集量の推移 **最新データに更新**



²⁰ 現在、世田谷区で資源化を行っている品目です。

図 2-14 資源回収量の推移 **最新データに更新**

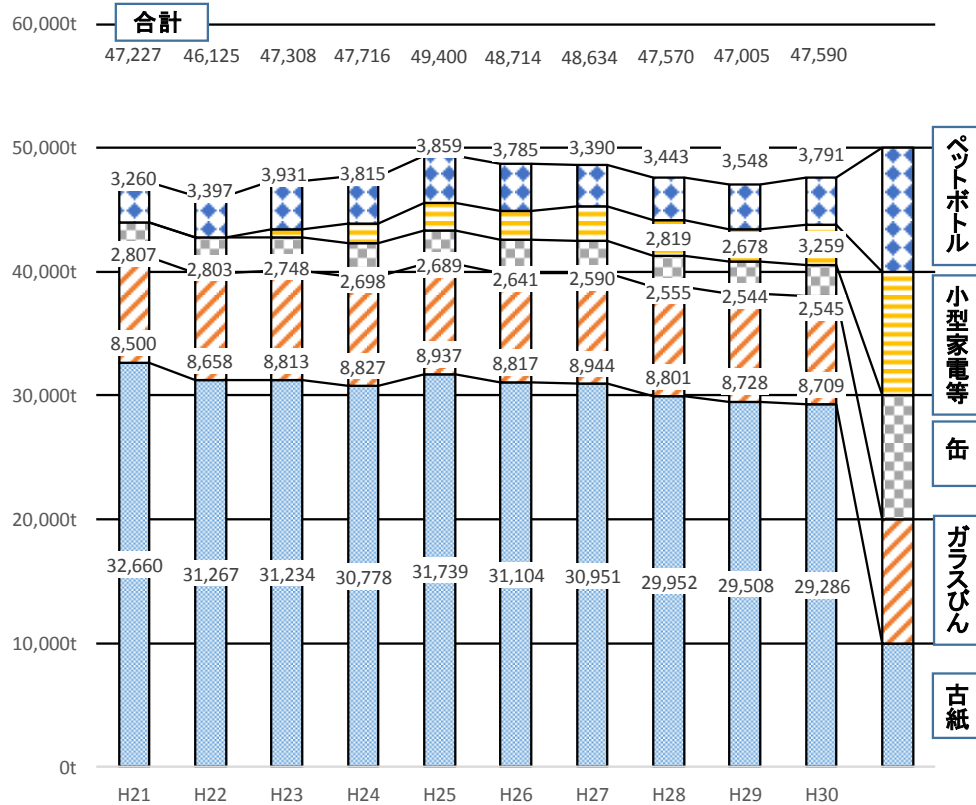


表 2-8 家庭ごみに含まれる資源物の割合 **最新データに更新**

| (可燃ごみ) | | (不燃ごみ) | |
|---------------|-------|--------------|-------|
| 品目 | 割合 | 品目 | 割合 |
| 紙類 | 13.3% | びん類 | 5.7% |
| 新聞 | 0.2% | 生きびん類 | 0.0% |
| 折込広告 | 0.8% | 雑びん類 | 5.7% |
| 雑誌・本 | 2.3% | 缶類 | 1.7% |
| 段ボール | 0.9% | アルミ缶 | 0.2% |
| 紙バック | 0.9% | スチール缶 | 1.5% |
| 容器包装の紙類 | 4.2% | 小型家電製品 | 16.4% |
| その他の紙類 | 4.0% | 可燃系資源化可能物(注) | 0.8% |
| 布類 | 6.3% | 合計 | 24.6% |
| プラスチック類 | 2.3% | | |
| ペットボトル | 0.6% | | |
| ペットボトルキャップ | 0.1% | | |
| 白色発泡トレイ | 0.1% | | |
| 色・柄付き発泡トレイ | 0.2% | | |
| 食品用透明プラスチック容器 | 1.3% | | |
| 不燃系資源化可能物(注) | 0.3% | | |
| 合計 | 22.2% | | |

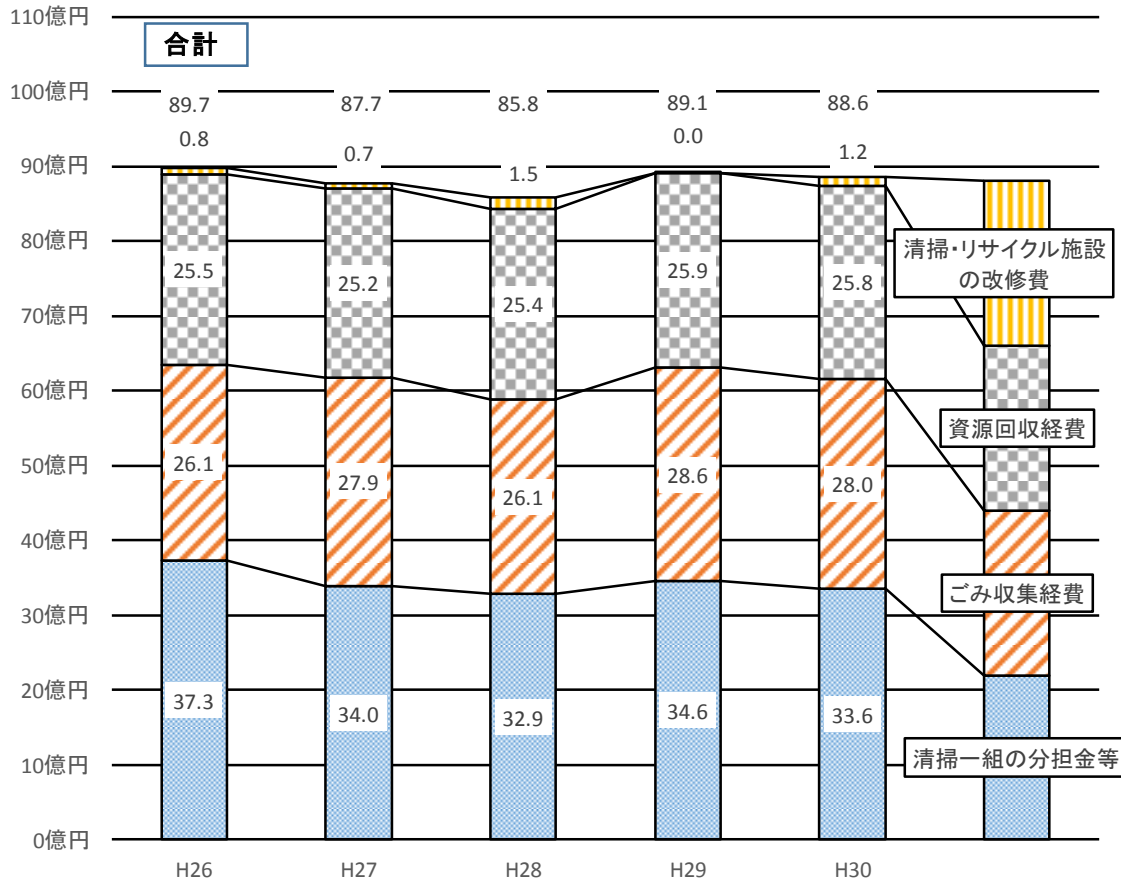
(注) 可燃系資源化可能物は、紙類、布類、プラスチック類です。不燃系資源化可能物は、びん類、缶類、小型家電製品です。

(資料) 「世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書(令和元年度版)」(令和元年8月、世田谷区)より算定

③ 清掃費の推移

年度ごとの清掃費は約80～90億円で推移しています。今後も効率的な取り組みを行い、コストを減らすことが必要です。

図 2-15 清掃費の推移 **最新データに更新**



| | |
|----------------|----------------------------|
| 清掃・リサイクル施設の改修費 | エコプラザ用賀・リサイクル千歳台などの改修費 |
| 資源回収経費 | 古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルなどの回収経費 |
| ごみ収集経費 | 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集・運搬経費 |
| 清掃一組の分担金 | 清掃一組において焼却処理等の中間処理を行うための経費 |

第3章 循環型社会形成のための基本的な考え方

1. 基本理念

環境に配慮した持続可能な社会の実現

区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う、このような社会を目指します。

平成12年に策定した「ごみゼロプラン2000」では、「もののライフサイクル全体を見据え川上に重心をシフト²¹」し、「環境負荷を最小限にとどめる」ことにより、「循環型社会²²」を目指すことを基本理念としました。前計画では、そのための取組みを一層推進するため、「環境に配慮した持続可能な社会」を基本理念としました。本計画においても、この考え方に変化はありませんので、前計画の基本理念を継続します。

²¹ 清掃事業が都から区に移管された平成12年に策定した「ごみゼロプラン2000」の基本理念で、従来の排出されたごみを収集・処理するという「事後的な処理」から、生産、販売、消費段階における発生抑制や排出抑制に重心をシフトさせた「川上重視」の清掃事業を目指すという考え方です。

²² 循環型社会形成推進基本法の第2条では、「製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義されています。

2. 基本方針

基本理念「環境に配慮した持続可能な社会」を実現するための基本方針は次の3つです。基本方針は、本計画に基づく施策や事業を展開するうえでの行動基準になります。

基本方針1 区民・事業者主体による取組みを推進する

区民・事業者が主体となった環境に配慮した意識の形成、暮らしや事業活動のあり方の転換を図るとともに、区民と事業者の協働による取組みを進めます。区は、区民・事業者が主体となって行動を起こすための調整・支援役を担います。

基本方針2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する

拡大生産者責任の考え方に基づき、「もの」の流れの川上に位置する製造・流通を視野に入れた取組みを重視し、生産、消費の両面からごみを出さないための取組みを進めます。

基本方針3 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する

環境への負荷の低減を念頭に置き、ごみの減量や処理経費とのバランスをとりながら、効果的な事業推進を図るとともに、区民の満足度を高める取組みを進めます。

容器包装プラスチックの分別収集と環境負荷 追記

容器包装プラスチックについては、パリ協定やSDGsなどの国際的な目標設定がされる一方で、中国を始めとする外国による使用済プラスチック輸入禁止により国内での廃プラスチック類の処理が逼迫し、緊急避難措置として国が事業系の廃プラスチックの焼却を自治体に依頼するなど、廃プラスチック処理を巡る国の内外の社会情勢が大きく変化しています。

世田谷区では、容器包装リサイクル法で定める廃棄物のうち、ペットボトル・ガラスびん、紙製容器包装を区内約80,000ヶ所の全ての資源・ごみ集積所で分別収集しており、白色発泡トレイを47ヶ所の公共施設で回収ボックスによる拠点回収を行っています。また、食品用透明プラスチック容器及び色・柄付き発泡トレイについては、区内27ヶ所の拠点で回収してリサイクルしています。一方、可燃ごみとして資源・ごみ集積所に出された容器包装プラスチックについては清掃工場で焼却して発電（サーマルリサイクル）をしています。

これらの取組みを通じて、廃プラスチックを適切に管理・処理し、海洋汚染の防止に貢献しています。

容器包装プラスチックについても、その他の容器包装廃棄物と同様に、全ての資源・ごみ集積所で分別回収することに関しては、次のような視点で考えていきます。

容器包装プラスチックは、他のごみと同様に第一に発生抑制『リデュース』により、ごみ排出量を減らす必要があると考えます。

発生抑制を行った上で、ごみとして排出された容器包装プラスチックの処理方法については、どのような方法が環境負荷（温室効果ガス）が一番少ないかをその処理にかかるコストと比較して考えなければなりません。

容器包装リサイクル法では指定法人が再商品化事業者（リサイクル事業者）を入札で決めるため、どのようなリサイクル方法（再商品化手法）を採用するかを自治体が選択できません。このため、リサイクル方法によっては、環境負荷を減らす効果が低いものもあるため、コストをかけて分別収集してもサーマルリサイクルと比べて必ずしも環境負荷を減らすことが保証されない仕組みになっています。

このため、容器包装プラスチックの分別収集を区内の全ての資源・ごみ集積所で実施するためには、経費の負担と環境負荷の低減効果について双方向から見極めて、効率的な収集・運搬体制とそれに見合った安定的でより環境負荷の少ないリサイクル方法を両立させることが課題です。

このような課題を踏まえつつ、製造・排出事業者責任を徹底すること、区がリサイクル方法を選択できる仕組みとすることなど、容器包装リサイクル法の改正を国に求めていくとともに、パリ協定やG20サミット、バーゼル条約改正などの国際的な流れや国や都の計画などを注視して、容器包装プラスチックの処理方法を様々な視点から総合的に検討し判断していきます。

世田谷区では、2Rの徹底を前提としつつ、現状のサーマルリサイクルを当面の間、継続しながら、より環境負荷の少ない手法について調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールの在り方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含めて検討していきます。

【環境負荷の測定方法】

ごみ処理やリサイクルによって発生する環境負荷（温室効果ガス排出量）を測定する方法としてLCA²³（ライフサイクルアセスメント）手法があります。

廃プラスチックを、サーマルリサイクルする場合と分別収集する場合について、それぞれ、収集工程、中間処理・リサイクル工程、最終処分工程から排出される温室効果ガス量を積算し、全工程における温室効果ガス排出量を推計する方法です。

世田谷区では廃プラスチックの処理方法を検討する際に、LCA手法を用いて温室効果ガス排出量を評価し、同時に、コスト分析を行ってまいります。

²³ ある製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取—原料生産—製品生産—流通・消費—廃棄・リサイクル）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法です。

3. 目標値の設定と管理 目標値の修正

現計画において、計画の達成状況を「区民1人1日あたりのごみ排出量^{24,25}」で評価しており、引き続き目標値としていきます。現計画の達成状況を踏まえ、目標値を修正し、2Rの推進、食品ロスの発生抑制、普及啓発活動による分別協力率の向上等により、令和6（2024）年度では482gを目指します。

最終年度の目標値

| | 平成30年度 (2018) (実績値) | 令和6年度 (2024) (最終目標) |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日) | 530 | 482 |

この減量目標を達成するためには、平成30（2018）年度の530gから48gの減量が必要です。48gの減量数値を身近なものにたとえると、たまご1個に相当します。

【計算式】

$$\text{区民1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)} \\ = \text{ごみ収集量(t/年)} \div \text{人口(10月1日現在)} \div \text{年間日数} \times 1,000,000$$

【平成30年度】

$$175,717 \text{ (t/年)} \div 907,835 \text{ (人)} \div 365 \text{ (日)} \times 1,000,000 = 530 \text{ (g/人日)}$$

区は目標値を達成するため、次のようなごみ減量に取り組めます。

- 2Rによる発生抑制を促進するための情報提供と意識啓発

²⁴ ごみ総排出量の増減は人口の増減にも連動するため、ごみ減量の取り組み効果が分かりにくくなります。そこで「区民1人1日あたりのごみ排出量」という指標を用いることにより、過去の値との比較が容易となり、ごみ減量の取り組み効果が分かるようになります。なお、ごみの焼却等の中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合では、処理施設の整備計画を策定するため、ごみの処理量を用いています。

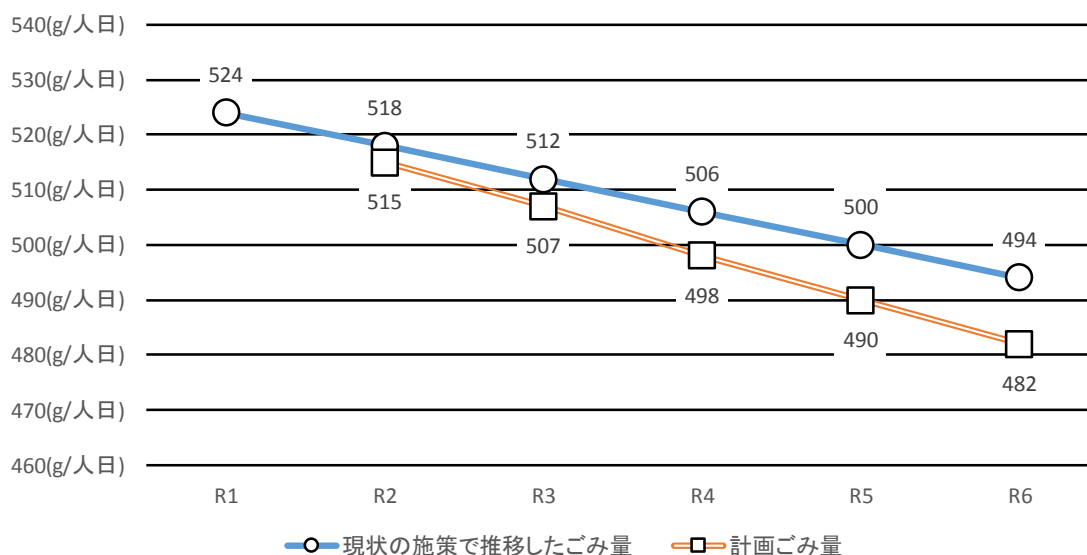
²⁵ 「区民1人1日あたりのごみ排出量」を算出する基となる年間のごみ収集量には、家庭から排出されるものだけでなく、資源・ごみの量が1日あたり10kg未滿の一部事業所から排出され区が有料で収集しているものが含まれています。

- **追加**食品ロスの発生抑制を促進するための情報提供と意識啓発
- 古紙類、ガラスびん・缶・ペットボトル等のリサイクルの拡充

本計画の数値目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）を実施し、結果をホームページ等で公表します。

令和元（2019）年度から6（2024）年度までの区民1人1日あたりのごみ排出量から、「現状施策で推移したごみ量」を推計し、ごみ減量目標を考慮して「計画ごみ量」を設定しました。

図 3-1 現状施策で推移したごみ量と計画ごみ量



一方、家庭ごみと同様に、事業系ごみについても排出量の削減を目指して、事業所の規模や業種に応じた指導の実施など施策を推進していきますが、一般廃棄物の事業系ごみは、区の有料収集、持込ごみ²⁶、一般廃棄物処分業者での処分などさまざまあり、区として全ての排出量の把握が困難なため、本計画では目標値を設定していません。

しかし、持込ごみ量など把握出来るものもあることから、目標値の設定方法等について、引き続き検討していきます。

²⁶ 事業者が事業活動に伴って東京 23 区内で発生した事業系一般廃棄物を、自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬し、二十三区清掃一部事務組合の処理施設（清掃工場及び中防処理施設）に搬入されたごみです。

4. 区民・事業者・区の協働

基本理念である「環境に配慮した持続可能な社会」を実現するためには、区民・事業者・区のそれぞれが役割を分担し、協働していくことが必要です。

表 3-2 区民・事業者・区の主な役割

| | 発生抑制・再使用 | 分別の徹底・リサイクル | 適正処理 |
|----------|--|--|--|
| 世田谷区 | <ul style="list-style-type: none"> ●大規模事業者として他の事業所の模範になるような取組み ●持続可能な社会を実現するためのコーディネーター | <ul style="list-style-type: none"> ●資源・ごみの分別区分や収集頻度、排出基準の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活環境を保全し、環境の負荷の少ない効率的な収集・処理 |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ●ライフスタイルの見直しによる発生抑制・再使用に向けた、区民自らの積極的な行動 ●環境学習への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●自主的なリサイクル活動への参加 ●再生資源を利用した製品の使用 ●分別の徹底 ●集積所の管理 ●街の美化の推進 | |
| 各団体 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境教育の推進（区内NPO・大学などの教育機関） | <ul style="list-style-type: none"> ●自主的なリサイクル活動への参加（町会・自治会など） | |
| 排出事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の転換による発生抑制・再使用に向けた、事業者自らの積極的な行動 ●従業員への環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●資源の自主的なリサイクルの推進 ●再生資源を利用した製品の使用 ●排出者責任に基づく自主的なごみ処理の推進 ●分別の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ●許可業者への収集委託 ●廃棄物の処理状況、適正処理の把握 |
| 製造・販売事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●拡大生産者責任に基づく事業活動の推進、環境配慮設計の推進 ●ごみが発生しないような製品の開発・製造・販売 | <ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル品の引き取り ●再生資源の利用 ●リサイクルしやすい製品の開発・製造・販売 | <ul style="list-style-type: none"> ●適正処理が困難にならないような製品の開発・製造・販売 ●適正処理が困難な製品の引き取り・処理 |

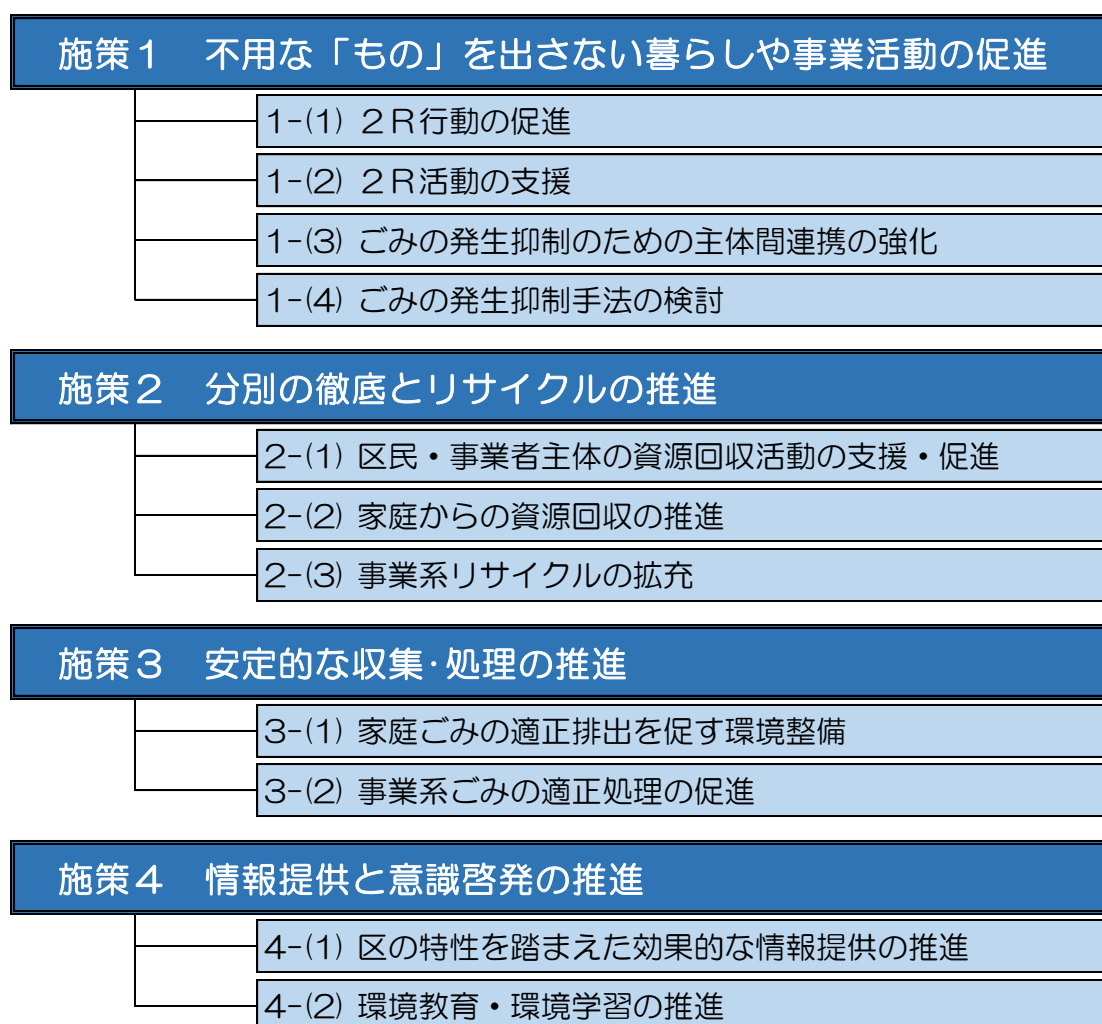
第4章 循環型社会形成のための施策

循環型社会形成のため、次に示す4つの柱（施策の方向性）のもとに2020年以降も引く続き施策展開を図ります。

具体施策に、新たに主な取組みを追加し、推進していきます。また、既存の主な取組みについても充実を図っていきます。

| |
|--|
| 追加 ・・・現計画に記載がなく、新たに追加する事業 |
| 充実 ・・・現計画に記載があり、取組みを充実させていく事業（内容の修正も含む） |

図 4-1 循環型社会形成のための施策の体系図



SDGs と区の施策の関連 追記

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。区民の皆様のご協力に基づいて実施する世田谷区の施策も、国際的な目標と大きく関連しています。

| | | |
|-------------|-----------------------------|--|
| 施策 1 | 1-(1) 2R行動の促進 |    |
| | 1-(2) 2R活動の支援 | |
| | 1-(3) ごみの発生抑制のための主体間連携の強化 | |
| | 1-(4) ごみの発生抑制手法の検討 | |
| 施策 2 | 2-(1) 区民・事業者主体の資源回収活動の支援・促進 |    |
| | 2-(2) 家庭からの資源回収の推進 | |
| | 2-(3) 事業系リサイクルの拡充 | |
| 施策 3 | 3-(1) 家庭ごみの適正排出を促す環境整備 |     |
| | 3-(2) 事業系ごみの適正処理の促進 | |
| 施策 4 | 4-(1) 区の特徴を踏まえた効果的な情報提供の推進 |    |
| | 4-(2) 環境教育・環境学習の推進 | |

施策1 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

「環境に配慮した持続可能な社会」を実現するためには、3Rのうち優先順位の高い、発生抑制と再使用の2Rの取組みが必要です。区は、「もの」の生産・流通・消費に関わる区民・事業者全てが「もの」との付き合い方を見直し、不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。

また、区民・事業者が主体的に2Rに取り組むためには、それに取り組むことができる環境が整備されていることが必要です。区は、環境整備に向けて、国等の関係機関に対して、基盤となる法制度等の整備、拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけを行っていきます。

【具体施策】

1-(1) 2R行動の促進

「ものを大切に使う」意識を醸成するため、普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）を拠点とする、粗大リユース品の展示・提供や各種修理講座など、既存の取組みについて更なる充実を図ります。また、区民、事業者の主体的行動のきっかけとなる情報を提供するとともに、知識や技術を学べる場の確保、充実を図ります。特に、可燃ごみに占める割合の高い生ごみは、未使用食品や食べ残しなど、いわゆる「食品ロス」も多く含まれています。もったいないの代表である「食品ロス」の削減に一層取り組むことで、不用な「もの」を出さない2R行動を促進していきます。さらに、プラスチック容器や包装などを削減するため、マイバックの利用や過剰な包装を断るなどの行動を促進します。

【主な取組み】

○生ごみの発生・排出抑制の促進

- ・**充実**フードドライブの拡充や3010運動²⁷の普及、外食時の食べきり運動の促進など食品ロス²⁸削減に向けたさらなる取組み

²⁷ 宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き10分前」になったら自席に戻り再度楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

²⁸ 本来、食べられるのに廃棄される食品・食材です。

- ・生ごみの水切り行動の促進²⁹
- ・家庭で取り組める堆肥化の促進
- 追加レジ袋削減も含めたマイバック・マイボトル・マイ箸の利用促進・普及啓発
- 追加使い捨てプラ製品（レジ袋やスプーン、ストローなど）や食品ロス（食べ残しや売れ残りなど）の削減に取り組む小売店や飲食店の支援や、商店街が主催するイベント等の支援
- リユースショップやNPO団体等が主催するフリーマーケットなど、民間等の取組みに関する情報提供の充実

1-(2) 2R活動の支援

普及啓発施設を拠点とした区民相互の不用品情報交換（「不用品情報ボード」）や学習会、催しものの開催など、既に区民・区民団体に取り組んでいる主体的な行動を促進します。

また、区民・区民団体は、地域における活動主体であると同時に、活動を通して普及啓発の担い手となることから、円滑な活動の継続ができるよう、必要な支援を行い、地域で自立した活動ができる区民・区民団体を育成していきます。

【主な取組み】

- 子育て世代のリユース活動の支援、主体的2R行動の促進
 - ・子ども用品等の交換機会の確保・充実
- 充実誰もが活動しやすい環境の整備

1-(3) ごみの発生抑制のための主体間連携の強化

ごみそのものを減らすためには、経済活動や消費行動に関わる事業者や消費者との連携・協力が欠かせません。区は、区民、事業者をはじめ、NPO団体や区内大学等、様々な主体との連携の強化を進め、各主体が自立した取組みを展開するとともに、複数の主体が共同で取組みを発展させることによって実践できる効果的な関係・環境の整備と取組みを検討・実施していきます。

²⁹ 通気式生ごみ保管排出容器を活用した講習会を継続的に実施しています。

1-(4) ごみの発生抑制手法の検討

ごみ減量に効果があるといわれている家庭ごみの有料化について、効果や課題、手数料の活用方法などについて検討を行います。

施策2 分別の徹底とリサイクルの推進

区は、2R（発生抑制・再使用）の取組みを行ってもなお排出される不用品「もの」については、限りある天然資源を循環させるために、可能な限り資源としてリサイクルを推進します。

そのため区は、第2章の2に示す資源回収を実施し、自ら3R やごみの適正処理に取り組むとともに、区民・事業者には、ごみと資源の分別徹底を協力してもらうことにより、適正な収集やリサイクルも含めた円滑な処理体制の効率的な構築を継続して図っていきます。

【具体施策】

2-(1) 区民・事業者主体の資源回収活動の促進・支援

区民・事業者主体の資源回収活動が円滑に継続できるよう、引き続き必要な支援を行います。また、無理なく活動を始められ、自主的な活動を継続できるように、制度を工夫していきます。

【主な取組み】

○資源再利用活動団体への活動支援

○区内の事業者（スーパーなどの店舗）が自ら資源を回収する取組みの促進

2-(2) 家庭からの資源回収の推進

更なるごみ減量化とリサイクルの推進に向け、区民・事業者主体による取組みの推進、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の独自の回収に向けた取組みの促進を基本にしつつ、引き続き、安定的かつ効率的に行政による資源回収を行うとともに、区民が環境負荷を意識しながらリサイクルに取り組む場を、公共施設等を活用して提供していきます。国の動向やリサイクルに関する技術向上に注視しながら、環境への負荷低減などの効果と費用を勘案し、更なる資源化の推進や必要なルール作りに向けた取組みを検討していきます。

また、ごみ減量の基盤となる区民のリサイクル意識の低下につながる資源

の持ち去り行為については、条例に基づく厳しい対応を図るとともに、持ち去りにくい環境づくりを更に進めていきます。

【主な取組み】

- 拡大生産者責任に基づく事業者の取組みの促進(事業者自らの回収促進)
- 区施設での拠点回収の拡充
- 追加資源化ルートのある資源の分別徹底と排出協力の普及啓発の促進
- 充実資源化対象品目の調査研究及び拡大
- 2Rの取組みを促進し、より効率的な資源回収方法の検討

2-(3) 事業系リサイクルの拡充

事業所のリサイクルを促進するため、取組みに関する情報提供を行うとともに、中小企業の自主回収を支援する事業系リサイクルシステムの活用を促進し、事業者の自主回収の徹底を促していきます。

【主な取組み】

- 充実事業者が活用しやすい事業系リサイクルシステムへの拡充に向けた支援
- 区施設から排出されるごみの資源化
- 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進
- 充実環境負荷低減に配慮した率先行動の区としての実践（職員が排出するごみの徹底した減量化・資源化、特にワンウェイのプラスチック製容器包装の減量化）

施策3 安定的な収集・処理の推進

区は、2R及びリサイクルの取組みを行ってもなお、ごみとして処理しなければならないものについては、排出指導を徹底するとともに、効率的かつ安定的なごみ収集を実施し、環境負荷を最小限にしながら適正処理を行います。

区としての主体的な取組みを積極的に進める一方、現在 23 区のごみ処理は広域的に行われている現状を踏まえて、清掃一組、他区、東京都との連携を強化するとともに、区としても主体的な取組みを積極的に進めます。

また、大規模災害が発生した際には、区民生活への影響を最小限に抑えるべく清掃一組や他区、東京都などと連携し、態勢整備を進めていきます。

【具体施策】

3-(1) 家庭ごみの適正排出を促す環境整備

安定的・効率的なごみの収集・処理を継続するためには、区民がごみの適正な排出を自ら（自然に）できるよう、環境の整備を図っていきます。また、災害時についても、同様にごみを排出できるよう、環境の整備を図りつつ、災害廃棄物処理基本計画を策定します。

区民が排出の際に戸惑う在宅医療廃棄物や、排出禁止物（区がごみとして収集できないもの）などについては、関係機関等と連携し、取り扱いについての情報提供などを行い、家庭ごみに関する適正排出を促す環境づくりを進めます。特に、水銀含有製品が可燃ごみなどに混入すると、焼却の際に水銀濃度が上昇し、清掃工場の運転を停止させる原因となり、区の収集・運搬に影響を受けるほか、復旧作業に多大な時間と経費がかかるため、排出方法などを周知していきます。

【主な取組み】

- 追加 災害時の家庭ごみなどの分別及び排出方法、排出場所の検討と、災害廃棄物処理基本計画の策定
- 適正な排出を促す環境づくり
 - ・集積所における不法投棄防止等のための看板の設置
 - ・単身者用集合住宅に対する分別徹底の指導
 - ・貯留機やコンテナを常設している大規模集合住宅に対する分別徹底の指導
- 追加 使い捨てプラスチック製品などの散乱ごみによる海洋汚染防止の視点など清潔保持・環境美化を目的とした活動の支援
 - ・追加 公共の場所（公園・広場・河川など管理者が清掃を行っている場所）をボランティア活動で清掃した一時的にでるごみ（分別されたもの）の収集運搬の支援
 - ・追加 関係所管と連携した、収集用具、ごみ袋、収集時に着用する啓発に資するベストや啓発用ののぼりなどの貸与による支援

○清掃職員による排出指導（「ふれあい指導班」）の充実

○排出禁止物の適正処理

- ・**充実**排出禁止物を適正処理している専門処理業者の情報提供の充実
- ・在宅医療廃棄物の適正処理の推進
- ・**追加**家庭の水銀を含む体温計・血圧計の回収方法・回収場所、エアゾール缶やスプレー缶の排出方法の周知徹底

○**追加**収集車両の技術動向の注視と、より環境負荷の少ない車両についての調査・研究

3-(2) 事業系ごみの適正処理の促進

事業系ごみ³⁰の処理は、排出者の自己処理責任が原則であることから、排出事業者による自己処理を促進することが必要です。効率的で、かつ円滑な自己処理を促進するためには、ごみの排出実態を踏まえたうえで、事業所の規模や業種に応じた事業所指導を実施するなど、事業者が適正な排出を行える環境を整備します。また、小規模事業者や商店街の共同処理についても、関係機関等との連携や調査研究を進め、活動を支援します。

さらに、事業者が事業系ごみの自己処理を適正に行い、ごみの減量化に積極的に取り組めるよう助言・指導の機会を充実するとともに、排出事業者の視点に立った情報提供を行い、自主活動を支援します。

加えて、許可業者による収集に関しても、環境への負荷軽減の観点から、効率的な収集及び収集に関する改善点などについて、調査研究します。

【主な取組み】

○排出実態の把握

- ・事業用大規模建築物の対象範囲拡大³¹
- ・商店街調査の実施

³⁰ 本計画の対象となる事業系ごみは、事業者が自己処理するか又は区が有料で収集する一般廃棄物であり、産業廃棄物は含まれていません（ただし「あわせ産廃」（6頁脚注参照）は含みます。）。

³¹ 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則を改正し、平成30年4月より対象となる事業用建築物の範囲を延べ床面積3,000㎡以上から1,000㎡以上に拡大しました。これにより対象となる事業者数が増加し、助言・指導を強化していきます。

○適正排出の促進

- ・事業系ごみの自己処理原則の周知徹底
- ・区が収集する事業系ごみの重量の見直し
- ・事業系ごみ処理券の未貼付事業所への行政指導の徹底
- ・事業者勉強会への講師（職員）の派遣

○許可業者による適正処理の確保

- ・区内許可業者との適正処理に向けた情報共有の機会の充実
- ・許可業者を利用する事業者への情報提供の充実
- ・許可業者への指導・処分基準の明確化

○追加排出事業者への情報提供の充実

- ・排出事業者向けのセミナーの実施
- ・排出事業者との双方向の情報交換の機会の充実
- ・排出事業者の自主活動の好事例の紹介

○追加使い捨てプラ製品（レジ袋やスプーン、ストローなど）や食品ロス（食べ残しや売れ残りなど）の削減に取り組む小売店や飲食店の支援や、商店街が主催するイベント等の支援

施策4 情報提供と意識啓発の推進

3R 行動によるごみの減量化及び適正処理の推進には、区民・事業者による取り組みが不可欠です。特に、発生抑制と再使用の2R については、区民・事業者の主体的な行動が大事であり、また、リサイクルの推進と適正処理を円滑に進めるためには、分別・排出ルールに沿った行動が求められています。

区民・事業者の主体的な3R行動を促すためには、区は、区民・事業者に必要な情報提供を図り、知識と行動に乖離が生じることなく、ストレスのない行動ができるよう意識啓発を更に推進していきます。

【具体施策】

4-(1) 区の特性を踏まえた効果的な情報提供の推進

転入者や単身世帯、小規模事業者が多い地域特性があり、若年世代に代表

される無関心層のほかに、様々な生活様式を持った区民が生活していることから、従来取り組んできた区民・事業者全般を対象とした情報提供に加え、情報を受け取る側の特性を踏まえた情報提供の充実を図ります。また、情報提供のあり方については、わかりやすく、興味関心を引く効果的な情報提供や手法の改善に努めます。

【主な取組み】

○対象に応じた情報提供の充実

- ・不動産管理会社、集合住宅等管理組合と連携した（分別・排出ルール等の）情報提供
- ・外国人等への情報提供（分別・排出ルール等）
- ・**充実**事業者向けガイドブックの活用の促進

○多様な広報媒体の活用

- ・紙媒体、電子情報媒体による情報提供
- ・**追加**モバイルデバイスからアクセスしやすい最新の情報提供ツールの検討及び整備

○**充実**各地区の特性に応じたごみ減量・リサイクル推進委員会の活動

4-(2) 環境教育・環境学習の推進

区民・事業者・学生等を対象として、対象者のライフステージや立場にきめ細かく応じた環境教育・環境学習を実施します。特に、子どもたちへの環境教育は、次世代の循環型社会を担う人材育成につながるだけでなく、学習の成果が子どもたちから家庭、地域へと還元されることも期待できることから、引き続き充実を図っていきます。また、地域主体の環境学習活動の促進、支援を継続していきます。

【主な取組み】

- 児童（保育園・小学校）・生徒（中学校）向け「ごみ・リサイクルに関する環境学習プログラム」の実施
- 充実**体験学習用ごみ収集車「カティ」と映像による教材を活用した環境学習の充実
- 児童向けの啓発リーフレットの作成・配布

- 町会、自治会など、各種団体が開催する学習会等への講師（職員）派遣
- 充実**事業者、大学、NPO との連携によるそれぞれの強みを活用した子どもたちへの普及啓発活動の実施

第5章 生活排水処理基本計画

1. 現状

(1) 排出状況

本区の下水道普及率はほぼ100%となっており、生活排水はほとんどが下水道によって処理されており、くみ取り戸数は年々減少する傾向にあります。一方、集合住宅の増加に伴い、ディスポーザ排水処理システム³²の設置が進んでいます。ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥の処理を適切に行う必要があります。

表 5-1 し尿収集対象戸数と収集量、浄化槽設置基数 最新データに更新

| | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| し尿 | 収集対象戸数 | 101 | 90 | 82 | 73 | 58 | 54 |
| | 収集量 (kl) | 192.1 | 178.3 | 158.0 | 148.0 | 135.9 | 117.1 |
| 浄化槽 | 設置基数 | 543 | 531 | 483 | 471 | 435 | 429 |

(2) 収集・運搬状況

家庭から排出されるくみ取りし尿については、原則として2週間に1回収集しています。しかし、くみ取り世帯は年々減少しており、区内に点在しているため、収集が非効率となっています。

浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥³³は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬しています。

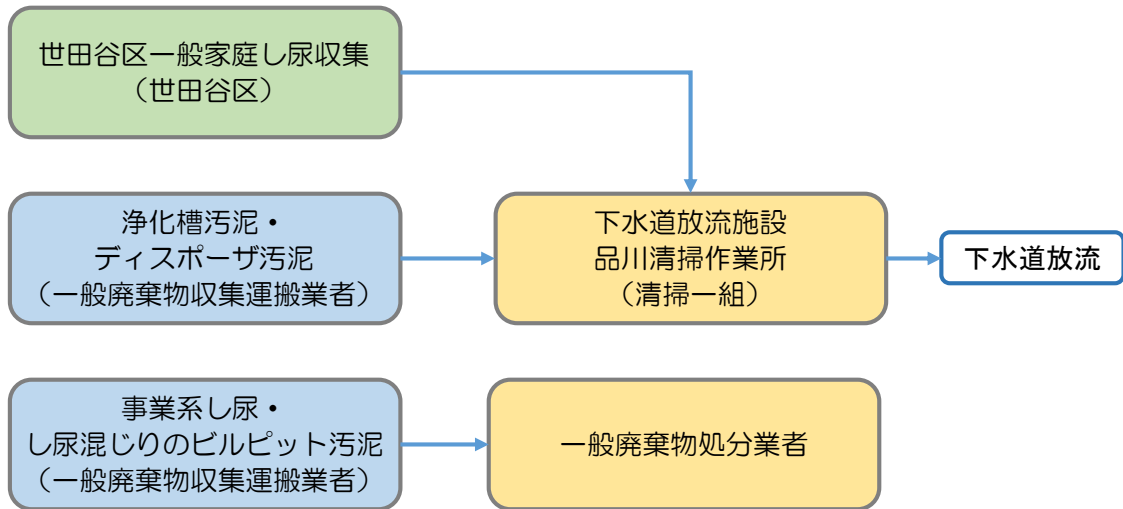
(3) 輸送及び処分

収集されたし尿及び浄化槽汚泥、事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥は、清掃一組の品川清掃作業所において、固液分離、脱水等の処理を加え、水分は下水排水基準内に希釈したうえで、下水道に放流します。固形分は、焼却して埋め立てます。

³² ディスポーザ排水処理システムとは、キッチンの排水口に生ごみを破碎する装置（ディスポーザ）を取り付け、粉碎した生ごみを含む排水を、排水処理装置で処理してから下水道に流すシステムです。区域内で設置できるのは、東京都下水道局が設置を認めたものに限られます。

³³ ビルピット汚泥とは、排水を下水放流前に一時的に貯留する排水槽（ビルピット）に堆積した汚泥です。

図 5-1 生活排水の処理フロー



2. 基本方針

- 下水道供用地域では、し尿を含む生活排水は遅滞なく公共下水道によって処理しなければならないとされており、都と連携して排水施設の設置を誘導していきます。
- くみ取り戸のより効率的な収集・運搬体制について検討を進めます。
- 浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥及び事業系し尿は、事業者による処理（一般廃棄物収集運搬業の許可業者への委託）とします。

3. 施策

- くみ取り便所のし尿
残存するくみ取り便所のし尿については、効率的な収集を進め、処分については、清掃一組の下水道放流施設で共同処理します。
- 浄化槽汚泥
浄化槽管理者の委託を受けて一般廃棄物収集運搬業の許可業者（浄化槽清掃業許可を併せ持つ）が収集・運搬し、清掃一組で共同処理します。
- ディスポーザ汚泥
東京都下水道局が認めたディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥の処理に準じて処理します。

- 事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚泥
事業者の委託を受けて一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が自己施設で処理します。なお、集合住宅のし尿混じりのビルピット汚泥は、浄化槽汚泥の処理に準じて処理します。
- 浄化槽の適正な維持管理
浄化槽の機能を維持するため、浄化槽管理者に対しては、環境保全の意識の向上を図るとともに、定期的な清掃・保守点検及び定期検査を行うよう周知します。浄化槽清掃業者についても立入指導等を実施します。
- 災害時の対応
災害時のし尿の収集については、区内の浄化槽清掃業者と締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定」を有効に活用し、東京都、清掃一組、近隣自治体等と協議し、遅滞無く行える態勢を引き続き確保していきます。

資料編 全部改訂

資料1 関連計画等

区では、「世田谷区一般廃棄物処理基本計画—環境に配慮した持続可能な社会を目指して—」を平成27年3月に改定しましたが、その後、国及び東京都では様々な計画等を策定、改定しています。

1 国

(1) 第五次環境基本計画

「環境基本計画」とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。国は、平成24年4月に策定した計画を見直し、平成30年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。環境基本計画では、6つの重点戦略を設定しており、一般廃棄物処理に関連した内容は次の通りです。

| | |
|--|--|
| 重点戦略①：持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 | |
| | (2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化 ○循環資源の利活用、都市鉱山 ・小型家電リサイクルの推進 |
| 重点戦略②：国土のストックとしての価値の向上 | |
| | (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 ○海洋ごみ対策等の海洋環境の保全 |
| | (3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上 ○平時から事故・災害時まで一貫した安全の確保 ・廃棄物処理システムの強靱化、国土強靱化と低炭素化で総合的な取組を推進 |
| 重点戦略③：地域資源を活用した持続可能な地域づくり | |
| | (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 ○廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環 ・リユース、リサイクルなどの循環資源、再生可能資源を地域で循環利用 |
| 重点戦略④：健康で心豊かな暮らしの実現 | |
| | (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 ○持続可能なライフスタイルと消費への転換 ・人・社会・環境に配慮した消費行動の促進 ○食品ロスの削減 ・食品ロス削減に関する目標の設定、食品ロスの発生量の把握等の推進 |
| | (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 ○廃棄物の適正処理の推進 ・廃棄物処理施設の高度化、広域化・集約化、長寿命化排出事業者責任の徹底、高齢化社会対応 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進 ・実態把握調査、回収処理・発生抑制対策、国際連携の推進 |

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）とは、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画です。

「循環基本計画」は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、国は、平成25年5月に策定した計画を見直し、平成30年6月に「第四次循環基本計画」を閣議決定しました。一般廃棄物処理に関連した国の取り組むべき主な内容は次の通りです。

| | |
|----------------------------|--|
| 持続可能な社会づくりとの統合的取組 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 |
| ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進 ・ 食品ロス削減の国民運動 ・ 食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組 ・ 小型家電の回収・再資源化を促進 |
| 適正処理の更なる推進と環境再生 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的・効率的な処理体制の整備 ○ 廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 |
| 万全な災害廃棄物処理体制の構築 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画の策定 ○ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備 |

(3) プラスチックごみ対策

① プラスチック資源循環戦略

「第四次循環基本計画」では、国の取り組むべき内容として、『「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進』を掲げています。これを受けて、令和元年5月、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。マイルストーンと主な重点戦略は次の通りです。

【マイルストーン】

<リデュース>

○2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

○2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

○2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

○2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル（技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含める）により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

○2030年までに再生利用を倍増

○2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

【主な重点戦略】

<リデュース等>

○ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）

<リサイクル>

○使用済プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル

○連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化

<再生利用・バイオマスプラスチック>

○可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用

<海洋プラスチック対策>

○ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理

○マイクロプラスチック流出抑制対策

②海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であり、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むため、令和元年5月、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。本計画に関連する主な対策・取組は次の通りです。

<廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底>

○国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底

<ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止リサイクル>

○法律・条例違反に基づく監視・取締りの徹底

<陸域での散乱ごみの回収>

○住民、企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダプト・プログラム）の更なる展開

○河川管理者や自治体、地域住民が連携した清掃活動やごみの回収

2 東京都

(1) プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について（中間答申）

東京都廃棄物審議会は、平成 30 年 8 月に、プラスチックの持続可能な利用に向け、世界の主要都市の一員として東京都が進めるべき施策について諮問を受け、平成 31 年 4 月に中間答申を取りまとめています。プラスチックの持続可能な利用に向けての課題、21 世紀半ばに目指すべき資源利用の姿、都が取り組むべきプラスチック対策は次の通りです。

| 課題 | 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿 | 当面、都が取り組むべきプラスチック対策 |
|-----------------------------------|--|--|
| CO ₂ 実質ゼロのプラスチック利用への転換 | ゼロ・ウェイディング - 新規資源投入量の最少化 - リユース及び水平リサイクルの徹底 - 環境中への排出はゼロ | 1) ワンウェイプラスチックの削減 2) 再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進 |
| 海洋へのプラスチックごみの流出防止 | 長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要があり、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。 | 3) 循環的利用の推進・高度化 ①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底 ②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援 ③事業系廃プラスチックのリサイクルの推進 |
| 国内外での廃プラスチックの不適正処理防止及び適正なリサイクルの推進 | バイオマスは再生速度の範囲内かつ持続可能性に配慮 | 4) 散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制 5) 国際的な連携 6) 東京2020大会を機とした取組 |

3 国際的な取り決め

(1) パリ協定

パリ協定とは、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、次のような世界共通の長期目標を掲げています。

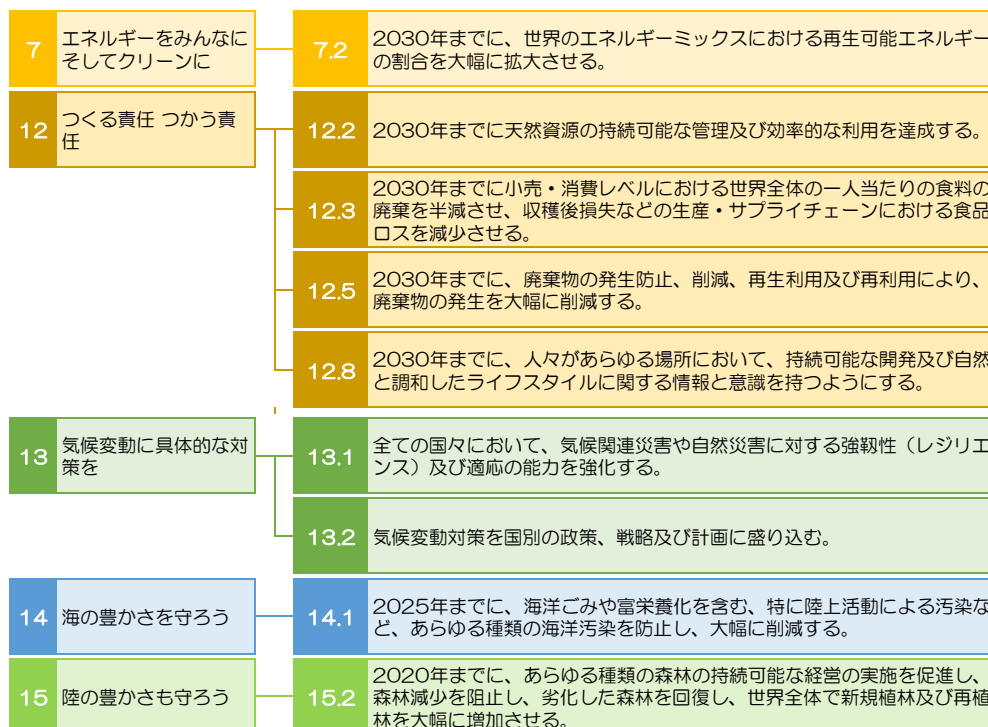
▶ 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする

▶ そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる

パリ協定の枠組みを受けて、わが国では2030年度の温室効果ガスの排出を、2013年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。本計画に関連する主な目標は次の通りです。



資料2 容器包装リサイクル法の流れ

特定事業者は、「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者、「容器」を製造する事業者などで、リサイクルの義務があります。指定法人に対して再商品化費用を支払うことで、リサイクルの義務を履行します。

消費者は、市区町村ごとに定める排出ルールに従って、容器包装を分別排出する役割があります。

市区町村は、容器包装の収集・分別・洗浄などを行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、適切な保管施設に保管する役割があります。これらの資源は指定法人によって引き取られます。

再商品化事業者は、資源を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせるリサイクル事業者です。どのリサイクル事業者がリサイクルをするかは競争入札で決定します。

指定法人は、主務五省（環境・経済産業・財務・厚生労働・農林水産）が定めた指定法人、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会です。

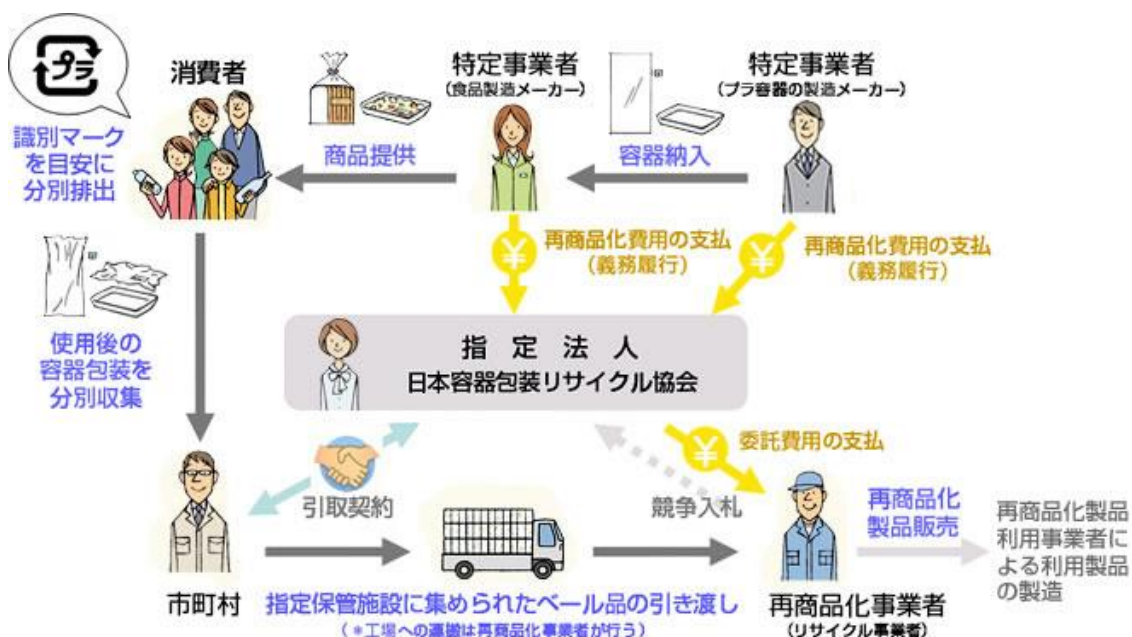


図 容器包装リサイクル法の仕組み

(出展)「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」HP

その他プラスチック製容器包装のリサイクル方法別の割合は、材料リサイクルが36.6%、ケミカルリサイクルが63.4%で、ケミカルリサイクルの内訳は、コークス炉化学原料化が44.3%、合成ガスが13.0%、高炉還元剤が6.1%です。

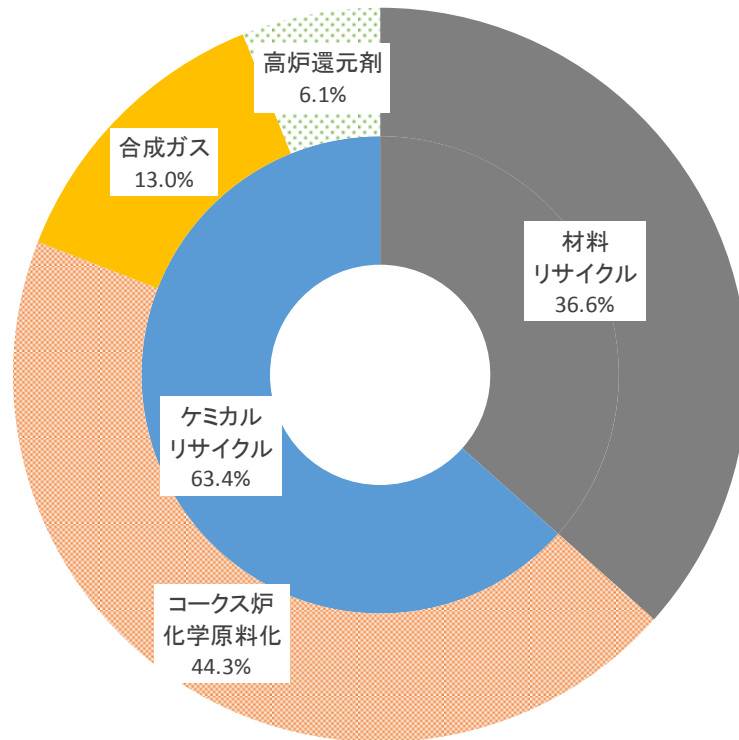


図 その他プラスチック製容器包装のリサイクル方法の割合（平成 29 年度）

（出展）「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」HP より作成

資料3 ごみ量推計

(1) 現状施策で推移した区民1人1日あたりのごみ排出量

平成25年度から平成30年度の実績値は、平成27年度から平成28年度は17(g/人日)の減少であるが、他の年度はすべて6(g/人日)の減少である。これは、平成28年度に、集積所に排出することができる事業系ごみの量を日量50kgから10kgに変更したことによる効果と考えられることから、施策の大幅な変更のない年度はすべて6(g/人日)の減少となっている。

そのため、今後も毎年6(g/人日)の減少を見込み、現状施策で推移した場合、令和6年度には494(g/人日)になると推計した。

現状施策で推移した区民1人1日あたりのごみ排出量

| 単位(g/人日) | | |
|-----------|-------|-----|
| 年度 | 排出原単位 | |
| H26(2014) | 実績値 | 565 |
| H27(2015) | | 559 |
| H28(2016) | | 542 |
| H29(2017) | | 536 |
| H30(2018) | | 530 |
| R1(2019) | 推計値 | 524 |
| R2(2020) | | 518 |
| R3(2021) | | 512 |
| R4(2022) | | 506 |
| R5(2023) | | 500 |
| R6(2024) | | 494 |

(2) 減量目標達成後の区民1人1日あたりのごみ排出量

第4章「循環型社会形成のための施策」において追加・拡充した施策により、令和2年度から毎年0.5%、令和6年度には2.5%のごみ減量を目指します。目標値として設定した令和6年度の区民1人1日あたりのごみ排出量は482(g/人日)です。

減量目標達成後の区民1人1日あたりのごみ排出量

| 年度 | 推計人口 | 現状推移 | | 減量目標 | 計画ごみ量 | |
|-----------|---------|-----------------|---------------|------|-----------------|---------------|
| | | 排出原単位 (g/人日) | ごみ量 (千t/年) | | 排出原単位 (g/人日) | ごみ量 (千t/年) |
| R1 (2019) | - | 524 | | | | |
| R2 (2020) | 926,598 | 518 | 176 | 0.5% | 515 | 174 |
| R3 (2021) | 939,273 | 512 | 176 | 1.0% | 507 | 174 |
| R4 (2022) | 951,914 | 506 | 176 | 1.5% | 498 | 173 |
| R5 (2023) | 962,867 | 500 | 176 | 2.0% | 490 | 173 |
| R6 (2024) | 973,106 | 494 | 176 | 2.5% | 482 | 171 |

資料 4 家庭ごみ組成分析調査の資源化可能物の推移

【可燃ごみ】

単位：％

| 品目 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 新聞（きれいなもの） | 0.1 | 0.8 | 0.3 | 0.4 | 0.2 |
| 折込広告 | 1.5 | 1.3 | 3.2 | 0.6 | 0.8 |
| 雑誌・本 | 4.0 | 3.2 | 2.3 | 1.8 | 2.3 |
| 段ボール | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 0.8 | 0.9 |
| 紙パック | 1.1 | 0.8 | 0.7 | 0.9 | 0.9 |
| 容器包装の紙類（リサイクル可） | 4.6 | 3.9 | 3.1 | 4.2 | 4.2 |
| その他の紙類（リサイクル可） | 2.4 | 2.7 | 2.9 | 5.1 | 4.0 |
| 布類 | 4.1 | 5.7 | 5.8 | 3.0 | 6.3 |
| ペットボトル | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.6 |
| ペットボトルキャップ | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 白色発泡トレイ | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 |
| 色・柄付き発泡トレイ | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.2 |
| 食品用透明プラスチック容器 | 1.9 | 1.7 | 1.6 | 1.3 | 1.3 |
| 不燃系資源化可能物 | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.3 | 0.3 |
| 合計 | 21.2 | 22.0 | 21.5 | 19.2 | 22.2 |

【不燃ごみ】

単位：％

| 品目 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| アルミ缶（飲食用） | 0.5 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 0.2 |
| スチール缶（飲食用） | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.3 | 1.5 |
| リターナブルびん | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| ワンウェイびん | 4.2 | 7.8 | 9.7 | 6.5 | 5.7 |
| 小型家電 | 16.4 | 13.5 | 17.0 | 12.0 | 16.4 |
| 可燃系資源化可能物 | 0.5 | 0.6 | 1.2 | 0.4 | 0.8 |
| 合計 | 23.1 | 23.6 | 29.2 | 20.4 | 24.6 |

（出展）「世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告書（令和元年度版）」より作成

※家庭ごみ組成分析調査の概要

毎年度、同じ日程（8日間）で同じ資源・ごみ集積所（8調査地区）を対象として、可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルをサンプルとして収集し、外袋の形状と重さ、分類品目ごとの重量等を測定するものです。

資料5 事業系持込ごみ量の推移

| 年度 | 持込ごみ量(t) |
|-----------|----------|
| H26(2014) | 44,081 |
| H27(2015) | 43,466 |
| H28(2016) | 43,993 |
| H29(2017) | 44,306 |
| H30(2018) | 45,146 |

(出展)「世田谷区清掃・リサイクル事業概要2019」より作成

※事業系持込ごみ量

二十三区清掃一部事務組合が管理する23区内の各清掃工場に搬入された事業系一般廃棄物の実績ごみ量(車両ごとの台貫³⁴数値の積み上げ)を元に、持込業者から毎年提出される実績報告書等によって区別量を算定したものです。

³⁴ 車両やその積載物の重量を測定する大型の秤のことです。